

郷土に根ざした、明日をになう人間の育成に向けて

－家庭・学校・地域の連携と協力を図りながら－

越前市教育振興ビジョン 〈改定版〉



令和2年3月
越前市教育委員会

はじめに

越前市では、市教育方針の理念である知・徳・体の調和のとれた明日をになう人間の育成を目指し、家庭・学校・地域が互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進するため、同方針に掲げる生涯学習の理念並びに「越前市総合計画」の基本政策である「元気な人づくり」に基づき、平成 22 年 3 月に「越前市教育振興ビジョン」を策定しました。そして、平成 27 年 3 月には教育を取り巻く環境の変化を考慮し、第一次改定を行い、この度、市の教育行政を進める新たな指針として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした本ビジョンの改定を行いました。

これまでの本ビジョンの 4 つの柱である「人間力を高める教育の充実」、「主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現」、「誇れる歴史、芸術文化の創造」、「生涯スポーツのまちづくり」を目指すべき将来像として堅持した諸施策を計画的に実施することといたします。

最後に、本ビジョンの改定にあたり、多大なご尽力をいただきました越前市教育振興ビジョン改定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様やご協力をいただいた全ての皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

越前市教育委員会

越前市教育方針

うるおいと活力のある共生社会を築くため、市民憲章に基づいて、知・徳・体の調和のとれた明日をになう人間の育成に努める。

そのため、生涯学習の理念をふまえて、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進する。

- いのち 生命を尊び生きる喜びをもって、
いかなる人とも等しく心をわかち合える人を育てる。
- 常に学ぶところと未来を拓く創造力を ひら 培い、
正しい判断と確かな実践のできる人を育てる。
- 互いを敬愛し豊かな情操を養い、
ともに働く楽しみと感謝・奉仕の精神にみちた人を育てる。
- 健全な食生活をもとに自らの健康と安全を保ち、
強くたくましく生きぬく人を育てる。
- 郷土の伝統、文化、自然、人間に誇りをもち、
広く社会に貢献できる人を育てる。

目 次

第1部 総論

I 教育振興ビジョン改定の趣旨	1
II 教育振興ビジョンの位置付け及び期間	2
III 教育振興ビジョンの構成	3

第2部 各論

I 人間力を高める教育の充実	5
1 就学前教育の充実	5
(1) 幼児教育の推進	5
2 義務教育の充実	8
(1) 特色ある学校づくりの推進	9
(2) 学力向上のための教育活動と学習支援の推進	10
(3) 心の教育の推進	11
(4) 生徒指導体制の充実	12
(5) 情報教育と教育の情報化の推進	14
(6) 特別支援教育の推進	15
(7) 国際理解教育と帰国・外国人児童生徒教育の充実	18
(8) 健康教育・安全教育の推進	19
(9) 開かれた学校づくりの推進	20
(10) 教員の資質向上の推進	22
(11) 学校施設の整備と活用	23
3 青少年の健全育成	24
(1) 次代をになう青少年の健全育成	24
II 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現	27
1 生涯学習の充実と環境整備	27
(1) 社会ニーズ及び地域の課題に対応した生涯学習	27
(2) 活力ある地域づくりの推進	28
(3) 生涯学習施設の整備	29
(4) 読書のまちづくりの推進	30
(5) 子ども読書活動の推進	32
2 家庭及び地域における教育力の向上	34
(1) 子どものための家庭及び地域における教育力の向上	34

Ⅲ 誇れる歴史、芸術文化の創造	36
1 芸術・文化の振興	36
(1) 芸術・文化活動の支援	36
(2) 芸術鑑賞機会の拡充	37
(3) 芸術・文化活動をになう人材の育成と確保	38
2 歴史・文化資源の継承と活用	39
(1) 郷土の歴史を尊重する心の育成	39
(2) 歴史・文化資源に関する調査の推進	40
(3) 文化財の保護	41
(4) 歴史・文化資源の保存活用と施設の充実	42
(5) 市史編さん事業の推進と人材育成	43
Ⅳ 生涯スポーツのまちづくり	45
1 生涯スポーツのまちづくり	45
(1) 市民の健康や体力を保持増進していくための 生涯スポーツの推進	45
(2) 体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上	47
(3) スポーツ施設の整備充実と効果的活用	48
用語解説	50
関連資料	55
越前市教育振興ビジョン改定委員会委員名簿	82
越前市教育振興ビジョン改定委員会等開催経過	83
越前市教育振興ビジョンの改定に関する越前市事業計画策定等 委員会設置規則	84
本ビジョンの実現に向けた取組みと持続可能な開発目標(SDGs)	85

第1部 総論

I 教育振興ビジョン改定の趣旨

平成18年11月、市民憲章に基づいて、明日の越前市をになう人間の育成に努めるための指針として、市教育方針が定められました。

この方針には、本市が希求する社会像とともに、それを構築するための人づくり像が明らかにされ、具体的な方向性が示されています。

越前市教育振興ビジョンは、市教育方針の指針に基づき、教育の振興に係る施策の基本的な計画を定めるため平成22年3月に策定、平成27年3月の第一次改定を経ています。

また、平成27年4月1日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、市長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受け、同年5月、市長と教育委員会による総合教育会議において、教育振興ビジョンを本市の「教育に関する大綱」として位置付けました。

今回の改定は、この教育振興ビジョンが令和元年度末で5年間の終期を迎えることに伴うものであり、新たに今後5年間の計画を定めました。

なお、改定に当たっては、国の第3期教育振興基本計画や「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、成年年齢を18歳に引き下げる等の民法改正のほか、越前和紙「越前鳥の子紙」の国重要無形文化財指定や文化財保護法改正、平成30年福井国体・障スポの成功など、教育を取り巻く環境の変化も考慮しました。

Ⅱ 教育振興ビジョンの位置付け及び期間

越前市教育振興ビジョンは、市教育方針に基づき、教育諸事業を推進するために毎年度定めている「教育方策」の上位計画とするものであり、今後5年間に取組むべき施策の方向性を示すものとなっています。

また、このビジョンは「越前市総合計画」において「将来への羅針盤」として位置付けられている5本のまちづくりの柱の一つである「元気な人づくり」における教育施策分野に位置づけられています。

このほか、市子ども条例や多文化共生推進プラン、子ども読書活動推進計画、スポーツ推進プランなど、本市の様々な個別計画の考え方を踏まえています。

なお、改定の過程においては、パブリック・コメント等を通じ、広く市民各層の意見を聞きました。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(教育振興ビジョンの位置付け・体系図)

市民憲章	市教育方針
市総合計画 将来への羅針盤 平成29年度～	
計画体系【4年】平成30年度～ (最新の各種個別計画を含む)	教育振興ビジョン 【5年】令和2年度～令和6年度
実践プログラム【3年】毎年度見直し	
予算・事務事業	教育方策【1年】・予算・事務事業

Ⅲ 教育振興ビジョンの構成

平成18年12月に改正された教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とし、幅広い教養や真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体など総合的な資質や態度を養うことを目標としています。

また、平成30年6月に決定された国の第3期教育振興基本計画では、急速な技術革新やグローバル化の進展、人口構造の変化などが予想される中、「激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの『可能性』を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる『チャンス』を最大化していくことが必要」としています。

平成24年3月に県内最初に制定した市子ども条例においても、将来にわたり全ての子どもの自立を実現することを目的としています。

そこで、各学校においては、新学習指導要領に基づき「生きる力(※用語解説)」を育む学校教育の推進を図り、自治振興会や公民館、NPO、各種団体(スポーツ振興、文化活動)の種々の活動については、住民の積極的な参加を促すなど、学校教育や家庭教育、社会教育をはじめ、就学前教育、青少年の健全育成、歴史や芸術・文化活動、スポーツ活動に関する様々な取組みを人が生涯を通じて学習するシステムとして位置づけ、生涯学習社会(※用語解説)の構築を目指します。

また、学校現場の教職員、地域の中で学び社会参加活動に取り組む人、伝統文化・伝統芸能の担い手、スポーツの実技指導者など、それぞれの分野で教育を支える人の力は必要不可欠であり、人材の育成についても取り組みます。

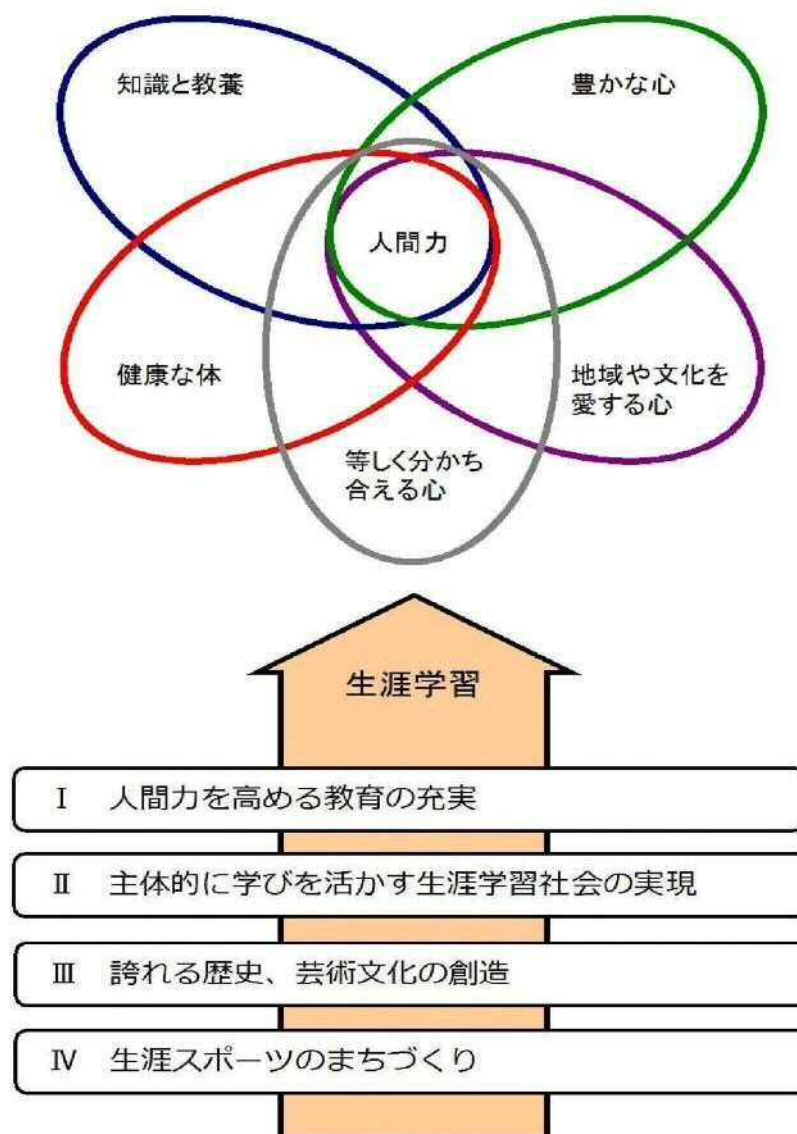
これらのことから、市教育方針に掲げたように、生涯学習の理念を踏まえて、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進するため、次の4つを「越前市教育振興ビジョン」の柱とし、市民憲章に基づいて、知・徳・体の調和のとれた明日をになう人間の育成に努めます。

- I 人間力を高める教育の充実**
- II 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現**
- III 誇れる歴史、芸術文化の創造**
- IV 生涯スポーツのまちづくり**

教育振興ビジョンの構成図

- 市 民 憲 章 ... この郷土を愛し、先人に学ぶとともに現代の諸課題を解決し、将来に向かって越前市がいつそう飛躍することを願う市民としての決意
- 市総合計画 ... まちづくりの柱「元気な人づくり」
- 市教育方針 ... 知・徳・体の調和のとれた明日をになう人間の育成
家庭・学校・地域がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力を図りながら郷土に根ざした教育を推進

目指す越前市の人間像



「郷土に根ざした、明日をになう人間の育成に向けて」

第2部 各論

I 人間力を高める教育の充実

I-1 就学前教育の充実

乳幼児期は、生活と遊びを通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育み、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

このような発達段階にあつて、幼稚園・保育所・認定こども園（※用語解説）（以下「就学前教育・保育施設」）は、家庭や地域との連携のもとに、子どもの発達の特性を十分に理解した上で、一人一人の思いや願いを捉えながら様々な体験活動を行う役割をになっています。また、就学前教育・保育施設と小学校が連携を強化し、小学校への円滑な移行を可能とする就学前教育に取り組んでいます。

令和元年10月より、3歳から5歳までの就学前教育・保育施設を利用する子どもたちの利用料が無償化されました。

今後も、多様化する幼児教育・保育のニーズに対し適切かつ柔軟に対応し、地域の実情に応じながら、小学校への円滑な接続を図るように、就学前教育と保育に取り組んでいきます。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」に則って、乳幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進していきます。



小学生との交流

I-1-(1) 幼児教育の推進

【現状と課題】

乳幼児期は、人格形成の基盤づくりとして重要な時期であり、生活を豊かにして人間関係を深めることと小学校以降の生活や学習の基盤をつくることが求められます。しかし、核家族化や少子化の進行など、乳幼児を取り巻く社会的環境の変化の中で、子育てに不安を感じる保護者が増加していると考えられます。このような中、子どもの育ちについては、「基本的生活習慣の維持」、「コミュニケーション能力の育成」、「配慮が必要な乳幼児への対応」、「預かり保育など保護者の多様なニーズに応えた幼児教育の在り方」などの課題が指摘されています。

共働き世帯の多い状況において幼稚園の就園率は年々低下し、適正規模の園児集団の確保が課題となっています。このような現状の中、本市では官民が一体となって就学前教育・保育の充実に取り組んでいく幼保一体化の推進と、子どもと保護者の双方にとってより充

実した子育て環境の整備に努めてきました。

平成19年度には公立幼稚園・保育園における幼保一体化による合同活動が始まり、平成25年度に本市初の認定こども園が開設されました。平成31年4月時点で、市内の就学前教育・保育施設33園のうち認定こども園は、公私立合わせて14園となっています。

就学前教育・保育施設は、就学前教育の専門機関として、教育・保育の質の向上や幼児教育環境の充実に努めるとともに、家庭や地域、小学校との連携を推進していくことが重要です。

また、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、乳幼児期の教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進することを目的としており、これまで以上に関係機関との連携が必要となっています。

平成30年度には、幼児教育を行う全ての幼稚園、保育所、認定こども園の教育要領や保育指針が同時に改定、施行され、幼児期に育む資質・能力（※用語解説）及び幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（※用語解説）が統一して示されました。これらを踏まえて、就学前教育・保育施設が同じ方向で教育・保育に取り組んでいます。

【目指すべき方向】

幼児教育の充実に向けて、市内の就学前教育・保育施設が全ての子育て家庭への相談・支援機能を十分果たせるように専門性を高めた地域拠点施設としての役割をより積極的に果たし、家庭や地域、小中学校などと密接な連携を図りながら子育て支援の充実に努めます。

就学前教育・保育施設の適正な配置に当たっては就園児数の推移、公私立の役割分担など地域の実情を踏まえた取り組みを進めます。



幼稚園なかよし交流会

【実現するための事業】

ア 教育・保育環境の整備

乳幼児一人一人の望ましい発達を促していくことができる教育・保育環境の整備を進め、主体的な生活態度や創造的な思考などの、生きる力の基礎を育成します。

イ 地域と共に子育て支援

就学前教育・保育施設は、保護者や地域の人々に保育・教育に関する相談や情報を提供し、保護者同士の交流機会を設けるなど地域における幼児教育及び子育て支援センターとしての役割を果たすよう努めます。

ウ 就学前教育・保育施設と小学校の連携

就学前教育・保育施設と小学校の関係者が協力し、就学前教育から学校教育への移行がスムーズに行える体制づくりや小学校との円滑な接続のため、幼児教育から小学校教

育への接続カリキュラム（※用語解説）を基に、子どもの育ちをつないでいけるよう研究の推進に努めます。

エ 幼保一体化事業の推進

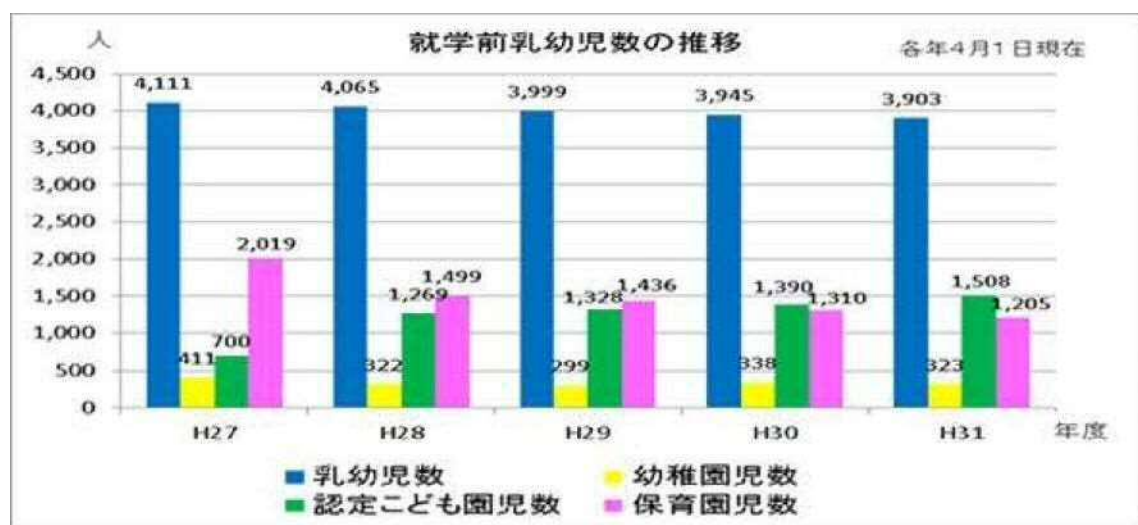
本市の全ての子どもの健やかな育ちや地域における子育て支援の充実に目的とし、地域の実情を踏まえ、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園の整備を図り、幼保一体化を推進します。

オ 配慮が必要な乳幼児への対応

多様な子育てニーズに対応するため、医療的ケアが必要な子ども（※用語解説）を含めた特別な配慮が必要な園児及び乳幼児に対して、特別支援学校や医療機関、児童発達支援センターなどの助言又は援助を活用しつつ、個々の状態に応じた指導を計画的、組織的に取り組みます。

就学前乳幼児数及び就学前教育・保育施設の利用児数 平成31年4月1日現在

区 分			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
年齢別人口			625	616	639	655	696	672	3,903
幼稚園	公立幼稚園	5園	0	0	0	27	53	35	115
	私立幼稚園	4園	0	1	44	61	58	44	208
	幼稚園計	9園	0	1	44	88	111	79	323
認定こども園	公立認定こども園	5園	5	57	75	79	98	93	407
	私立認定こども園	9園	38	172	191	233	225	242	1,101
	認定こども園計	14園	43	229	266	312	323	335	1,508
保育所	公立保育所	3園	11	39	50	50	69	66	285
	私立保育所	7園	27	145	170	187	201	190	920
	保育所計	10園	38	184	220	237	270	256	1,205
就学前教育・保育施設の利用児数合計			81	414	530	637	704	670	3,036

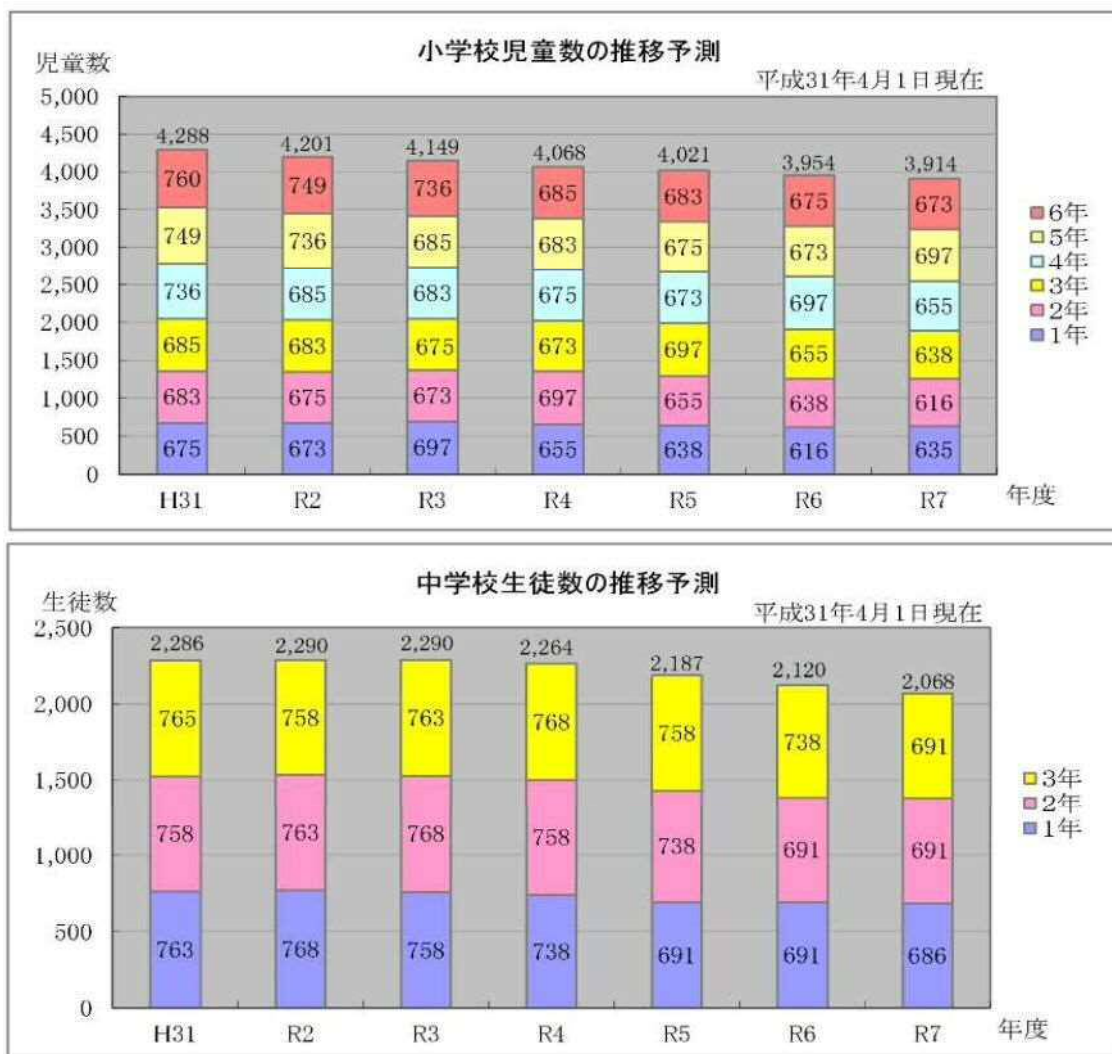


I-2 義務教育の充実

豊かな時代の中で、急激な少子高齢化の進行、技術革新やグローバル化の進展による大きな変化を背景に、2020年度から小学校より順次全面実施となる新学習指導要領においては、予測困難な時代に一人一人が未来の創り手となり、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために求められる資質や能力を育むことを目指しています。

このような中で、子どもたちを個性豊かで知・徳・体の調和がとれた社会に貢献できる人材に育てるため、本市では教育の諸条件を整備し、学校教育の充実を図ってきました。

今後も家庭や地域、関係機関との一層の連携を図りながら、学校教育が抱える課題解決に努めるとともに、確かな学力や豊かな心、健やかな体など、バランスのとれた「生きる力」を育成し、一人一人の子どもたちが将来への夢を持ち、いきいきと活動する学校づくりを目指していきます。



※ 令和2年度以降の1年生の人数は、市内の年齢別人口より算出しています。

I-2-(1) 特色ある学校づくりの推進

【現状と課題】

国際化や情報化、高齢化、環境問題など、社会が大きく変化する中で、たくましく健やかに生きる人材を育成することが求められています。

このような中で、総合的な学習の時間などを活用した特色ある学校づくりを通して、伝統産業や地域の文化に対する理解や愛着、地域の人との交流は深まっています。また、思いやりや生命の尊重など豊かな心を育成することにもつながっています。

今後も、児童生徒や地域の実態を踏まえながら、寛容な人間性を育み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばす、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進することが必要です。



卒業証書の紙漉き

【目指すべき方向】

児童生徒の地域の一員としての意識及び実践力を育てるとともに、一人一人の個性を活かせるよう、柔軟な発想で創造性に満ち、地域に根づいた特色ある教育活動を、学校教育全体で展開していきます。

【実現するための事業】

ア 特色ある学校づくり

児童生徒の興味、関心及び学校や地域の実態を踏まえ、ふるさと教育、環境教育、福祉教育など、学校独自のテーマをもとに特色ある教育課程を編成し、開かれた学校運営、充実した学習内容、指導方法などで児童生徒の「生きる力」を育成するための地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進します。

イ 保幼小中連携教育の推進

就学前教育・保育施設と小学校、小学校と中学校の連携を推進し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の一層の充実及び小学校教育、中学校教育への円滑な接続を図ります。

ウ ふるさと教育の推進

国府がおかれ、越前地方の中心地として栄えた本市の産業や歴史、文化、偉人などをテーマにし、地域を教材化したり、地域の人材を活用したりしながら、ふるさと教育を推進し、さらには、児童生徒が地域の課題などの改善に向け自ら企画、提案、実践する体験学習の推進により、ふるさとに対する理解や愛着心を育成します。

Ⅱ 環境教育の推進

地球温暖化や資源のリサイクルなど、身近な環境問題についての理解を深め、環境を守るための取組みを進め、環境教育を推進します。

I-2-(2) 学力向上のための教育活動と学習支援の推進

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査の結果によれば、学力は全国と比較して高い水準にありますが、これは、これまでの学力向上のための教育活動を各学校が真摯に取り組み、積み重ねてきた成果といえます。

これらの取組みを継承しつつ、複雑で変化の激しい社会の中で求められる資質・能力を児童生徒が確実に身につけることができるよう、新学習指導要領の趣旨を念頭に置きながら日々の教育活動をどのように展開していくかが大きな課題です。

また、若い世代の主体的な社会参画も期待される中、他者との対話や議論により考えを深めていく学びが必要です。

【目指すべき方向】

確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図ります。

【実現するための事業】

ア 新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養を目指し、学習活動の質の向上を目指します。また、全国学力・学習状況調査や福井県学力調査などを分析して、実態や課題を把握し、学力向上プランを作成し、学習状況の改善や学習意欲の向上に努めます。

イ 確かな学力の育成

問題解決型学習や体験的な学習などを積極的に取り入れ、全教科を通じて、求められる資質・能力とともに多様な他者との協働する力を育み、児童生徒の確かな学力を育成します。

ウ 児童生徒一人一人に応じた指導

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めるとともに、ティームティーチング（※用語解説）



ALTによる外国語活動

や少人数指導、個別指導、ペア学習やグループ学習など指導法の工夫改善を通して、個に応じたきめ細かな学習支援を推進します。

エ 読書活動の充実

令和元年度に全中学校に導入した図書システムを活用して、図書の貸出返却を効率化することで読書に親しみやすい環境を整えるとともに、図書の整備や朝読書・読み聞かせなどの読書に親しむ環境づくりを通して、文章を読み解き、考える力を育成します。

オ 小中学校の連携

教科指導における小中学校の連携を深め、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある指導を行います。

I-2-(3) 心の教育の推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、情報化など急激な社会の変化によって人と人とのふれあいや社会体験が不足し、規範意識の低下、社会性の未発達などの状況が生じています。自尊感情、他者への理解や思いやり、自他の生命の尊重、善悪に対する正しい判断力、国籍・文化の違いや障がいの有無、性的な発達の違いなどに関わらず多様性を尊重する態度の育成が求められています。

また、あいさつや返事などの基本的なマナーの定着を図るとともに、コミュニケーションスキル（※用語解説）の育成も求められています。

さらに、将来への夢や目標を抱き、主体的に生きていく力の育成が期待される中、本市では平成21年度から日本サッカー協会による「夢の教室」を継続して実施しています。その結果、全国学力・学習状況調査の「将来の夢や目標を持っている」の回答割合も増加し、その成果が現れています。



夢先生の授業（JFA 田嶋会長）

【目指すべき方向】

家庭や地域と連携しながら、道徳の時間や体験活動・読書活動などを通して豊かな心、みずみずしい感性、善悪に対する正しい判断力、国籍・文化の違いや障がいの有無、性的な発達の違いなどに関わらず多様性を尊重する態度などを育成し、共生社会を築くための資質を高めます。

また、将来に夢や目標を持って、心豊かに成長するための教育を進めます。さらに、社会生活のマナーやコミュニケーションスキルの育成を図ります。

【実現するための事業】

ア 道德教育の推進

家庭や地域との連携を図りながら、道德の時間を中心に、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道德性を養います。

また、就学前教育、小学校教育、中学校教育の連携を深め、発達段階に即した心の教育を推進するとともに、豊かな情操を育む学習環境づくりを行います。

イ 命の教育の推進

全教育活動を通して、自他の生命を尊重する態度を育成します。

ウ 人権教育の推進

国籍・文化の違いや障がいの有無、性的な発達の違いなどに関わらず、いかなる人とも等しく心を分かち合える社会や男女共同参画の推進を図るための教育、自他を大切にする教育を推進します。

また、人権擁護委員などとの連携や外部人材の活用による人権感覚を醸成するための学習の充実を図り、人権意識を高める教育を推進します。



赤ちゃん抱っこ体験

エ 豊かな体験活動の充実

福祉体験、ボランティア活動、自然体験活動、世代間交流活動などの機会を生かし、自己有用感を育むとともにコミュニケーションスキルの育成を行います。

オ 夢を育む教育の推進

変化の激しいこれからの社会をたくましく生きるために、日本サッカー協会と連携して、夢を持つこと、夢に向かって努力することの素晴らしさや大切さについて学習する機会を設けます。

また、市内企業の協力のもと、ものづくりに対する興味やチャレンジする意欲の育成を図ります。

I-2-(4) 生徒指導体制の充実

【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下とともに、児童生徒の抱える問題は多様化、複雑化しており、少年犯罪の増加、非行の低年齢化、不登校児童生徒の増加、いじめ問題の深刻化など児童生徒を取り巻く状況も、さらに厳しいものになっています。平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、各学校は「学校いじめ防止基本方針」、市は「市いじめ防止基

本方針」を策定し、いじめ防止対策の充実と組織体制の構築を図り、実効性のある体制を確立しました。

また、インターネットや携帯電話などの情報通信機器と結びついた問題行動も増加しています。学校全体での組織的な対応、関係機関などと連携した体制づくりが必要であることはもとより、インターネットを利用する上での家庭でのルールづくりや、正しい利用方法を身につけるための教育が必要です。

【目指すべき方向】

市及び学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づき確立された、学校間や家庭・地域・関係機関との連携体制を踏まえて、学校においては、組織的な相談体制、生徒指導体制を維持・発展させ、さらなる実効性の向上を目指し、問題行動の予防及び生徒指導の充実に努めます。

【実現するための事業】

ア 児童生徒支援の充実

学校の組織的な生徒指導体制により、学校生活での充実感が味わえるような指導、並びにお互いを信頼し合え、高め合うことのできる仲間づくりにつながるような指導を行い、児童生徒の心の安定を図ります。

また、スクールカウンセラー（※用語解説）やスクールソーシャルワーカー（※用語解説）、訪問指導員、心のパートナー（※用語解説）などを活用した生徒指導・相談体制づくりを推進します。

SOSの出し方に関する教育（※用語解説）や、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるための教育を行い、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口を積極的に周知するなど、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように努めます。

イ 各機関との連携

各学校においては「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置した「いじめ対策委員会」とPTAや地域の関係機関との連携を強化し、子どもの状況に関する情報を共有するなど、いじめや不登校などの未然防止や早期発見、事案対処に努めます。

また、保護者に対し、子どもをいじめに加担させないための啓発を行います。

ウ 学校間の連携

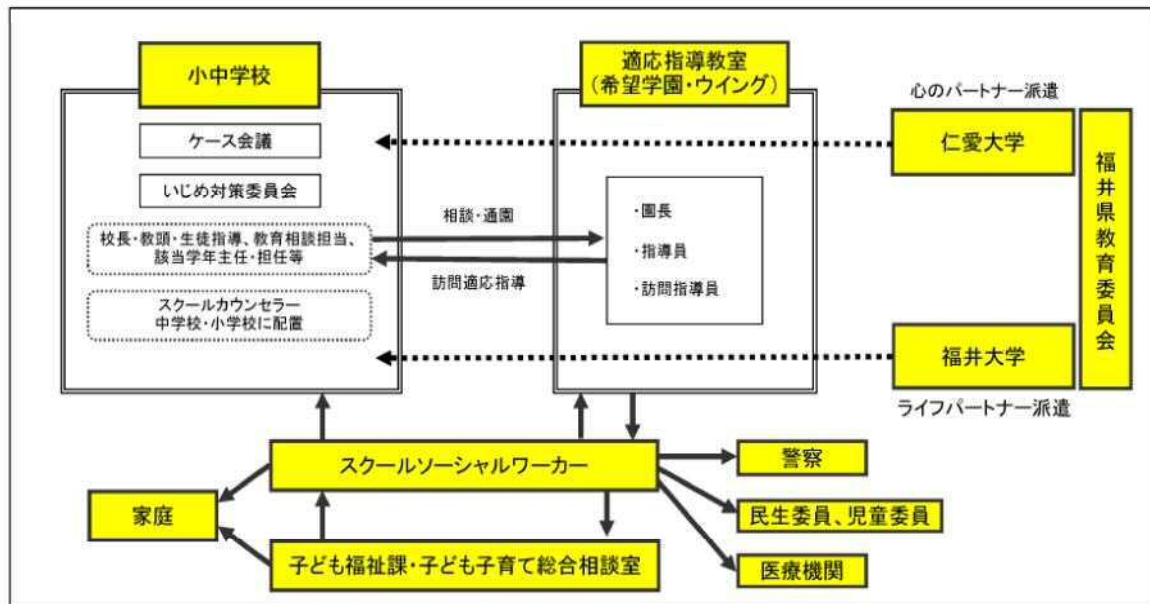
市生徒指導連絡会などにおいて、生徒指導に対する情報を共有し、中学校区ごとのネットワークを強化し、全市的な生徒指導体制の充実を図ります。

エ 情報モラル教育の取組み

児童生徒の年齢に応じて情報モラルに関する教育を継続して行います。

また、児童生徒に情報通信ネットワークとの正しい接し方を学ばせるとともに、保護者に対しても研修などを通じて啓発し、児童生徒をネット犯罪から守る取組みを進めます。

児童・生徒心理サポートネットワーク



I-2-(5) 情報教育と教育の情報化の推進

【現状と課題】

平成19年度以降「子どもと向き合う時間を増やすこと」を目的として、学校ICT環境（※用語解説）の構築を着実に進めてきました。また、平成30年度には、タブレットPCや無線LAN機器を整備し、これまでのデジタル教科書を活用した授業、さらには教師と児童生徒間、又は児童生徒同士における双方向性のある学びが日常的に行われる先進的な学校ICT環境を再構築しました。

また、教育用サーバの集中管理により、学校と教育委員会や学校間の情報共有を容易にするとともに、令和元年度から県校務支援システムに参入し、県内の教職員が同じシステムを使用することにより、教職員の事務負担軽減、教育水準の向上に努めています。

今後は、教員が各教科などの目標に応じた効果的なICT活用により、分かりやすく深まる授業を実施し、児童生徒の学力向上や情報活用能力の育成を図ります。

【目指すべき方向】

情報教育を通して、「超スマート社会（Society5.0）（※用語解説）」を生きる児童生徒に「情報活用の実践力」や「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」、「プ



ICTを利用した授業

プログラミング的思考（※用語解説）」を育成します。

また、情報機器やデジタル教科書を活用し、教育効果の向上や校務の効率化、情報の発信を図ります。

【実現するための事業】

ア 情報活用能力の向上

再構築された学校ICT環境を活用した学習を推進するとともに、情報化の進展に即した情報教育が実施できる環境を整備していきます。

イ わかりやすく深まる授業を実現するためのICT活用

教員のICT環境を活用する指導力を一層向上させるとともに、ICT支援員と協力して教科指導などで情報機器やデジタル教科書を効果的に活用し、児童生徒が理解しやすい「わかる授業」を実施します。

ウ 学校情報の積極的な発信

学校ホームページを活用し、学校に関する情報を発信します。

I-2-(6) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、約6.5%と報告されております。

小中学校に在籍する発達障害（※用語解説）のある児童生徒を含む障がいのある子どもたちの教育的なニーズを把握し、適切に支援するために、必要に応じ教育補助員を配置していますが、障がいの状況は多様であるため、個別指導の必要性が高くなり、その指導に困難を生じている側面もあります。

また、これまで特別支援学校の在籍を主としていた医療的ケアが必要な子どもが小中学校へ進学する場合には、看護師を配置し対応しています。



医療的ケア連絡会議

【目指すべき方向】

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。

【実現するための事業】

ア 就学指導・支援の充実

教育支援委員会（※用語解説）と各学校・関係機関との連携を一層深める中で就学指導を行います。また、校内委員会を核としてケース会議（※用語解説）などを開催し、教職員の共通理解を深め、全校的な支援体制を充実します。

イ 一貫性のある支援体制の推進

児童生徒の実態や保護者の要望を把握するとともに、就学前幼児の療育支援機関・保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ・小学校・中学校の連携のもとで個別の支援計画の作成を進め、計画に基づいた一貫性のある教育を行います。

また、医療的ケアを必要とする子どもや保護者を支援するため、教育・保健・医療・福祉・保育などの関係機関の連携体制の構築に向けた協議を進めます。

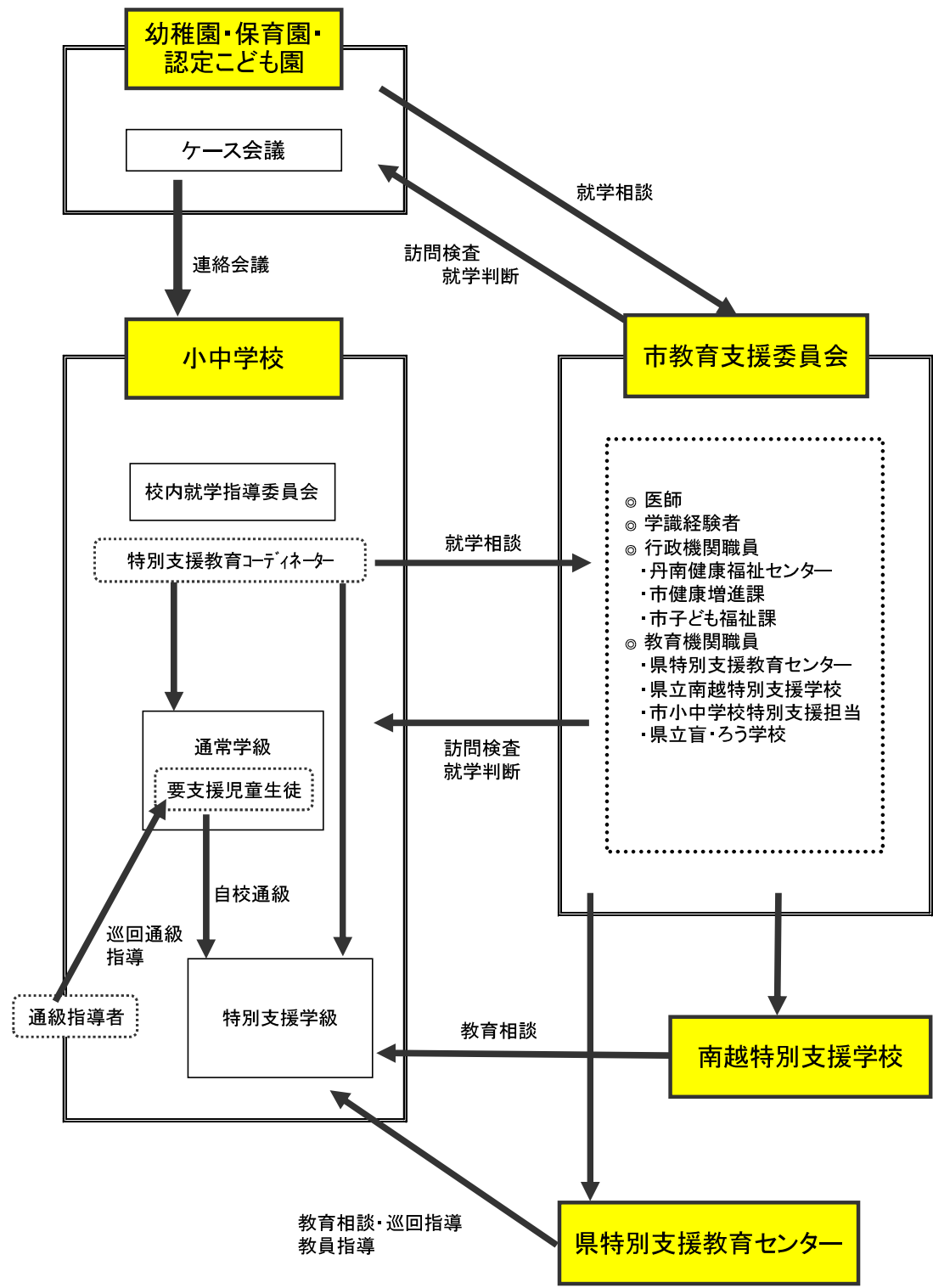
ウ 人員の配置と専門性の向上

一人一人の障がいやインクルーシブ教育（※用語解説）に対応するために、障がいに応じた適切な教育環境の整備と教育補助員の配置を行い、県や市の関係機関などとの連携を図りながら、該当児童生徒への支援を行います。また、特別支援教育コーディネーター（※用語解説）の活用並びに教員の専門性の向上を図ります。

エ 交流活動の推進

特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。さらに、特別支援学校に在籍している児童生徒の居住校区の小中学校との交流活動や同じ中学校区内の小中学校の特別支援学級同士の交流活動を推進します。

特別支援教育(就学指導)概要



I-2-(7) 国際理解教育と帰国・外国人児童生徒教育の充実

【現状と課題】

国際化がますます進む社会環境の中で、小学校では外国語・外国語活動が導入され、学校における国際理解教育の必要性は一層高まっています。本市ではこれまでも各学校の教育活動の中で国際理解教育に取り組むとともに、ALT（外国語指導助手）を導入し、5・6年生に加え、平成25年度からは4年生、平成29年度からは3年生にも対象を広げ、外国語・外国語活動の充実を図ってきました。今後もこれらの取組みを一層推進し、多文化共生社会の実現を目指す必要があります。

また、外国人市民の増加に伴い、小中学校の外国人児童生徒の数も年々増加し、平成31年4月1日現在では、市内の小中学校に、外国人児童生徒が218人在籍しています。日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍しているとともに、日本語のわからない保護者も多く、そうした外国人児童生徒・保護者に対しては、アクセスワーカー（※用語解説）や日本語基礎指導員の増員を図るなどして対応しています。

しかし、言葉の壁により学習に支障が出たり、学校への不適応を起こしたりする児童生徒も見られます。外国人児童生徒が多く在籍する学校では、学校内でも外国人児童生徒同士の関わりが強く、日本語習得がなかなかできないという課題もあります。

【目指すべき方向】

県や市の関係機関や関係者との連携のもとで、国際理解教育を進めます。

また、外国人児童生徒に対する初期の日本語指導や教科指導を一層充実させるとともに、日本語指導の必要な児童生徒の入学などに対しては、学校生活の基礎が学べる初期指導教室（プレクラス）（※用語解説）を活用したり、新入生体験教室（プレスクール）（※用語解説）などを開催したりすることで、学校生活に適応する支援を行います。

【実現するための事業】

ア 国際理解の推進

異なる文化を持つ人々と共に生きていこうとする態度や、お互いに認め合う能力を向上させるために、ALTや市内に住む外国人などのゲストティーチャー（※用語解説）を活用します。

イ 初期指導の充実

外国人児童生徒の編入時の指導のために、日本語基礎指導員などの配置や初期指導教室（プレクラス）を活用し、外国人を雇用する企業とも連携しながら学校生活への対応や日本語指導の充



日本語指導の様子

実を図ります。

ウ 外国人保護者への対応

アクセスワーカーによる学校と保護者との連携、多言語翻訳機（※ 用語解説）の活用、保護者に対する就学説明会の開催など、学校生活に適応する支援を行います。さらに、外国人児童生徒の日本語を学ぶ機会の充実を図ることを通して、日本語指導に対する外国人保護者の関心を高めるとともに、市国際交流協会などの関係機関との連携により、外国人保護者への教育相談体制を充実して、日本の教育制度に対する理解を促し、進路指導に活かします。

I-2-(8) 健康教育・安全教育の推進

【現状と課題】

健康面においては、体力の低下や運動習慣の二極化、食習慣などの生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する問題など様々な課題が顕在化しています。これからの社会を生きるために、健やかな心身の育成を図ることは極めて大切であり、生きる力を支える重要な要素です。継続的に運動に親しみ、望ましい食習慣を身につけるなど健康的で規則正しい生活習慣を形成することが必要です。

安全面においては、近年、登下校中の児童が巻き込まれる交通事故が全国各地で発生していることから、地域住民による登下校時の見守り活動や、交通安全教育の推進を図ることも必要となっています。

また、不審者情報やクマ出没情報、災害発生時の防災情報など、防犯や安全安心に関する情報を児童や保護者に正しく伝え、家庭・地域・学校が協力して安全な環境の確保に努め、迅速で的確な行動をとることが求められています。

【目指すべき方向】

学校教育活動全体を通じて、心身ともに健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、食育の推進並びに健康教育・安全教育・食に関する指導の充実を目指します。

【実現するための事業】

ア 体育指導の充実

運動や健康についての理解と運動の合理的な実践を通して、心身の調和的な発達を図ります。また、地域スポーツ指導者などの活用や教員の指導力向上を推進し、体育・保健などの授業、運動部活動の活性化を図ります。

イ 保健指導の充実

家庭・地域保健機関との連携充実を図り、児童生徒の心身の健康に関し、健康相談、保健指導を推進するとともに、基本的な生活習慣の定着を図ります。

ウ 感染症への対策

感染症の蔓延を防止するために、予防のための指導や予防接種の勧奨などを行うとともに、発生時には、各学校で作成した危機管理マニュアルに沿った迅速な対応を図ります。

エ 学校給食の充実

安全安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食の提供を行います。また、地域の食文化に関する理解と地場産食材の活用についても、更に推進します。

オ 食に関する指導の充実

学校給食を楽しむことを大切にするとともに、それを生きた教材として活用し、発達段階に応じた計画的な指導の充実を図り、食に関する正しい知識と、望ましい食生活を身につけます。特に「和食」を活用した食育を推進します。



中学校スクールランチ

カ 安全指導・安全教育の充実

児童生徒の危険予測・回避能力を身につけさせるための指導に努めます。特に、身の回りの生活の安全、交通安全、並びに自然災害や原子力災害などの防災、登下校時の防犯に関する指導を重視し、安全に生活するための態度を養います。

また、関係機関や地域と連携し、通学路における危険箇所の情報共有、関係機関による通学路安全推進会議の開催と合同点検を定期的に行います。

キ 緊急メールの積極的な活用

保護者の携帯電話へ、各学校から不審者情報やクマ出没情報、自然災害発生時の対応などに関する情報を緊急メールで配信し、安全の注意喚起を行います。

I-2-(9) 開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方、地域の人々が積極的に学校を支援する動きが出てきています。

学校においては、安全安心な学校生活の保持に配慮しつつ、より一層地域に開かれた運営に努め、また、地域が学校を支えるという相互関係を活かすことが大切です。

学校内外を通じた子どもの学習環境の充実を図ることは、地域全体で子どもたちの成長を支える上でも重要です。

今後、より一層の連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって子どもたちの教育に取り組む必要があります。

【目指すべき方向】

家庭・学校・地域が連携し、地域の特性や実情を活かしながら、地域に根ざした開かれた学校づくりを目指し、地域全体の教育・子育て方針や学校運営の基本方針の策定に努めます。

また、地域の施設や人材を活用し、スポーツや文化活動、地域住民との交流を行う活動拠点など、安全で安心な環境づくりを推進します。

さらに、地域を学び、人々と交流を深める教育活動を推進し、ふるさとに誇りをもてる子どもを育てていきます。



赤米の田植え

【実現するための事業】

ア 福井型コミュニティ・スクール(※ 用語解説)の推進

福井型コミュニティ・スクールによる「家庭・地域・学校協議会」を積極的に活用することにより、学校と保護者や地域住民との連携及び学校間の連携を深め、地域と一体となった学校経営を目指します。

イ 地域とともに取り組む学校教育の推進

学習環境の整備や地域人材の活用、登下校の見守りなど、PTAや地域の協力を得ながら子どもの安全確保に取り組み、地域と一体となった学校教育を推進します。

ウ 積極的な情報提供

学校が積極的な情報の提供を行うことにより、学校に対する家庭・地域の理解を深め、家庭・学校・地域の連携のとれた教育を行います。

エ 学校評価の活用

学校の教育活動に対する評価を適切に行い、評価を生かした学校運営を行います。なお、学校運営の全体構想を示すスクールプラン(※ 用語解説)には、教職員の働き方改革に関する取組みも明記します。

I-2-(10) 教員の資質向上の推進

【現状と課題】

知識基盤社会に突入し、産業構造が大きく変化する中で、これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開や、学校現場の諸課題への対応力など、これからの教員は、一人一人が強い自覚と使命感・倫理観を持ち続け、自己を磨き、専門性と豊かな人間性・社会性・創造性を高めていくことが求められます。

教員の資質・能力を育成するためにも、県教育委員会や大学などの関係機関と連携して研修の充実を図る必要があります。

また、授業改善やその準備に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間の確保も必要です。

【目指すべき方向】

学校教育は、児童生徒の教育に直接携わる教員の資質・能力に負うところが極めて大きく、これから求められる学校教育を実現していくために、教員の資質・能力を総合的に向上させるための研修や学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築します。

【実現するための事業】

ア 研修の充実

校内外の研修の機会を充実し、マネジメント機能や学校の組織力を高め、教員としての指導力、使命感や倫理観などの資質向上と若手教員やミドルリーダーの指導力向上を図ります。

イ 教科指導の充実

新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業研究を進め、時代に即した教育の実現を図ります。また、学びの質を向上させるとともに、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を踏まえた教科指導の充実を図ります。

ウ 大学との連携

仁愛大学などの研究機関との連携による研修を行います。

エ 教員への支援体制の充実

教員に対するメンタルヘルスチェックなどを実施し、教員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。

オ 働き方改革の推進

策定された学校業務改善方針を基に、業務の質的変換を図り、真に必要な指導を持続的に行うことができる環境を構築します。

I-2-(11) 学校施設の整備と活用

【現状と課題】

学校施設については、平成20年度に策定した「学校施設耐震化推進計画」に基づき計画的に耐震化を進め、平成27年度に耐震性の劣っていた全ての学校施設の耐震化が完了しました。

また、夏季における学習環境の整備としては、平成26年度に全中学校の普通教室に、令和元年度に全小学校の普通教室、小中学校の音楽室並びに幼稚園の保育室へのエアコン設置が完了しました。

今後は、老朽化や機能が低下している屋内運動場や机・椅子、LED照明などの学校施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

また、地域住民にとっても身近で多様な公共施設としての役割が求められています。

【目指すべき方向】

学校施設に対するニーズは多様化しており、多様な学習内容や形態への対応、学習空間の快適化、防災対策、環境負荷の低減など、様々な配慮が求められていることを踏まえつつ、学校施設に求められる機能・性能を確実に確保するため、小・中・幼の学校施設の老朽化改修を適切に実施し、児童生徒などが安全安心で快適な教育環境の中で生活できるよう学校施設の整備に努めます。



味真野小学校屋内運動場改修工事

【実現するための事業】

ア 学校施設の機能強化の推進

市教育施設等長寿命化方針に基づき、老朽化対策、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化などのユニバーサルデザイン（※用語解説）の推進、省エネ効果の高い空調設備やLED照明への入替えなどの更新を、計画的に実施します。

イ 学校施設の効果的な活用

地域住民のコミュニティの核として、周辺施設機能との複合化や相互利用の検討も視野に入れ、学校施設の活用を図ります。

I-3 青少年の健全育成

価値観の多様化や情報化の進展など青少年を取り巻く社会環境が大きく変化し、児童虐待など子どもが被害者となる事件の増加、不登校やひきこもり、ニートなど、深刻な社会問題として捉えるべき多くの課題が生じています。

すべての青少年が、成長の過程を通して周囲の人々から愛情と責任をもって見守られ、信頼の持てる人とのつながりの中で困難を克服し、可能性を発揮できる地域社会を築く必要があります。教育、福祉、就労、非行対策など多岐にわたる青少年施策を包含する総合的な取り組みが必要です。

青少年の自立への支援、彼らを取り巻く有害環境対策の推進、自然体験活動の充実、国際交流の推進などにより、青少年の健全な育成を推進することを基本とします。

また、子どもの健やかな成長を地域の大人が見守りながら支えることで、顔の見える関係による地域のコミュニティづくりを推進します。

I-3-(1) 次代をになう青少年の健全育成

【現状と課題】

本市は、豊かな自然環境の中、子ども会活動が活発に行われ、祭りや風習などの伝統行事が定着している地域もあります。また、地域住民と子どもがふれあう合宿通学が行われるなど、青少年を取り巻く良好な環境が比較的多く維持、継承されています。しかし、本市においても、少子高齢化が進む中、地域社会との関わりの希薄化による地域の教育力の低下が顕著となっているのが現状です。

家庭においても、親子のコミュニケーションや親密な関わりが不足している状況が見られます。加えて、学校は、社会的自立に向けた基礎教育を学ぶ場でありながら、いじめや不登校など多くの問題に直面しています。

一方、本市における青少年の犯罪は減少傾向にありますが、スマートフォンの普及やインターネット使用の低年齢化に伴い、インターネットによる被害やネット依存などが拡大し、深刻な課題となっています。

さらに、大人社会の倫理・道徳の欠如を反映した青少年の規範意識の低下や、ひきこもりやニートなどの増加により、青少年の社会的自立が大きく危惧されるなか、家庭、学校、地域が青少年の健全育成に対して、それぞれに果たすべき積極的な役割が求められています。

【目指すべき方向】

家庭は、青少年が日常生活の中で基本的な生活習慣や道徳を学び、身につけることができる大切な場所です。また、家族のふれあいは、信頼関係を深めるとともに、心豊かな青少年を育むための源泉であり、子どもの成長とともに親自身の成長も促すものです。

青少年が自立した成人となるには、地域の人たちが積極的に関わり、青少年の地域づくりに対する理解や社会貢献を評価することが重要です。こうした過程は、地域自治振興事

業などを通じ、継続して実践されることが求められます。青少年が日常生活の中で、心豊かに地域との関わりを保つために、地域の伝統文化の伝承、自由な外遊び、心も体も安らげる場所の提供や地域の安全確保など、地域の環境づくりに努めます。

これらの取組みに当たっては、人間力、家庭力（※用語解説）、地域力（※用語解説）のそれぞれの力量とバランスが必要となります。

【実現するための事業】

大人が大人社会のあり方を見直し、青少年が成長に応じて大人社会を理解し適応するという、大人と青少年双方の信頼を築くために、以下の活動を推進します。

ア 市子ども会育成連絡協議会の活動支援

市子ども会育成連絡協議会の各種事業を支援し、地域の各子ども会活動の育成を図ります。



子ども会リーダー夏季研修会

イ ジュニアリーダーの養成

市内の中学・高校生で組織するジュニアリーダーズクラブを支援し、ジュニアリーダーを養成する中で、将来地域社会で活躍できる人材の育成を目指します。

ウ 中高生、青年の社会貢献活動の推進

中高生や青年の社会参加を促し、ボランティア活動などを通じ、社会との関わりや大人との交流を深めることにより、青少年の規範意識の向上を図ります。

エ 青少年問題協議会の開催

青少年に関する諸問題について、その施策に対する審議、検討を行うとともに、施策を総合的かつ適切に実施するため、関係行政機関との連携調整を図ります。

特に、インターネット上の違法及び有害サイトを介した犯罪やいじめ等から青少年を守るため、学校やPTAと連携した取組みを強化します。

オ 青少年健全育成越前市民会議との連携

青少年健全育成市民会議と連携し、青少年の安全安心等の啓発事業を促進し、登下校の見守り活動を強化します。地域においては、各地区の自治振興会と連携し、地域に根ざした青少年育成活動を支援します。

また、家族のふれあいが一層深まるよう、毎月第3日曜日の「家庭の日」の啓発を進めます。



下校時のこども見守り隊

カ 非行防止の推進

補導委員による青少年への「愛の一声」による日常街頭補導や祭礼における特別補導

を実施するほか、青少年愛護センターのヤングテレフォンによる相談活動や、有害環境から青少年を守るための環境浄化活動を実施します。

また、関係機関や団体との連携により情報を共有し、犯罪から青少年を守るための体制強化を図ります。

Ⅱ 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現

Ⅱ-1 生涯学習の充実と環境整備

生涯学習は、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い機会に行われるものです。

教育水準の向上、余暇時間の増大、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会の変化に伴う市民の自己実現や生きがい作りの要求が高まる中、生涯学習の場を一層充実させることが課題となっています。

さらに、生涯学習は、市民が自らの人生を豊かにするために楽しく学ぶだけではなく、学んだ成果を地域社会の中で活かすことも重要な視点です。生涯学習の成果を活かして、「自立と協働」の理念のもと、地域自治の推進や地域社会の活性化を図ることが求められています。

Ⅱ-1-(1) 社会ニーズ及び地域の課題に対応した生涯学習

【現状と課題】

生涯学習センターや地区公民館においては、社会教育機関として、各地域の実情や市民の学習ニーズに対応した各種学級や講座を開催しています。また、生涯学習自主グループの活発な活動が行われています。

市民の学習ニーズに応じた学習機会の提供やその学習活動の支援ばかりでなく、地域の身近な課題の解決には、学習成果を生かしながら、地域社会が自らの力を統合して解決していくなど、自立した地域社会の形成が望まれており、地域社会の基盤強化につながる取組みが求められています。



生涯学習センター「プログラミング教室」

【目指すべき方向】

誰でも足を運びやすく、参加しやすい、人と人を結ぶ地区公民館や生涯学習センターを目指すため、新しい時代を切り拓く人づくりや地域コミュニティづくりを推進します。

また、今日的な生活課題や地域課題の解決に向け、地域自治振興事業と連携し一体化した学習活動を推進することにより、その学習の成果をまちづくりや社会参加活動につなげます。そのためには、市民が主体的・積極的に取り組むボトムアップ型（※用語解説）の学習機会の設定と提供が重要です。

さらに、住民一人一人がお互いの多様性を認め合い、尊重し合える地域社会を築いていけるような環境づくりが必要です。

【実現するための事業】

ア 地域情報の発信

地域情報を集約、整理し、広報紙やホームページなどを用いて発信します。生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境づくりと、地域活動への参加のきっかけづくりや、地域コミュニティづくりに役立つ情報収集と提供を行います。

イ 地域機関との連携

自治振興会、町内会などの地域組織や、学校との連携を密にします。

ウ 学級・講座の開催

地区公民館は、その地域の課題解決や地域に根ざした学級・講座を開催します。

生涯学習センターは、より広域的な課題や関心、専門的な学習要望に応えることのできる学級・講座を開催します。

また、市民主導型、市民参加型の学級・講座の開催に努めるとともに、多様な文化を持つ人々が参加しやすい環境を作ります。



「Food で風土を学ぼう ブラジル料理」

Ⅱ-1-(2) 活力ある地域づくりの推進

【現状と課題】

地区公民館は、社会教育施設であるばかりでなく、地域の自治振興会をはじめとした様々なコミュニティの活動拠点ともなっていることから、地域自治の拠点としての役割も担っています。

地域の社会教育団体には、リーダーや新規会員の不足、地域貢献をする意識の希薄化などにより、組織活動の弱体化だけでなく、今後組織の維持が困難になるおそれもあります。さらに、伝統行事の継承や地域におけるコミュニケーション不足が懸念されており、民主的な組織運営や、地域の生活課題を市民自らが解決していく地域自治力の低下、後継者の確保・育成をどうするかなどの課題もあります。

一方で、いわゆる「団塊の世代」の大量退職がほぼ終了し、その技能・知識・経験を活かした地域での様々な活躍が期待されています。



地域活性化事業「ふるさとを考える集い」

【目指すべき方向】

分権型社会の進展とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい地域自治の在り方が求められています。

本市では地区公民館に自治振興会の活動拠点があり、地区公民館は、生活や地域に密着した課題を見つけ、解決に向けた学びの場を提供する役割を担います。そして、地域に暮らす住民が、自治振興会や社会教育団体などとともに、住み慣れた環境のもとで、自分らしい生活を継続するためのコミュニティづくりができるよう支援します。

【実現するための事業】

ア 自治振興会との連携

地区公民館は、自治振興会と連携し、人材育成と、地域の課題解決に向けた地域自治力の向上を応援する機関としての事業に取り組みます。

イ 青年活動の支援

地区公民館では、青年向けの講座を開催するとともに、青年の地域活動を支援します。



青年学級「わかもの未来塾」

ウ 成人式開催

成人式については、実行委員による主体的な企画・運営を支援します。

なお、令和4年から成年年齢が18歳に改正されることから、成人式の対象年齢や開催時期、形式などについて検討を進め、若者を祝い、励ますにふさわしい式典開催を目指します。

エ 社会教育団体や市民活動グループなどの活性化及び活動支援

子ども会、女性会、壮年会、市民活動グループなどの活動内容が現代のライフスタイルに合ったものとなるよう助言し、各種団体の維持、活性化を図るとともに、自立を促します。

オ 団塊世代の地域づくりへの参画支援

団塊の世代が地域活動に参加しやすい環境を整え、主体的に地域と関わりながら地域づくりのリーダーとなれるよう支援します。

Ⅱ-1-(3) 生涯学習施設の整備

【現状と課題】

地区公民館は、いつでも誰でも安全・快適に利用できる生涯学習施設でありながら、自治振興会をはじめとした様々なコミュニティの活動拠点ともなっており、地域における人づくり、まちづくりの拠点といえます。また、災害時には地区拠点基地や避難所にも指定されています。

しかし、本市の地区公民館の半数以上は耐震性に劣っており、さらには、築30年以上が9割を占めるなど老朽化が深刻化しています。施設の耐震化や長寿命化を計画的に、かつ早急に進めていく必要があります。

【目指すべき方向】

これからのまちづくりは、安全安心、環境への配慮、持続可能性が一層求められることとなります。地区公民館の整備、運営においても、利用者の安全性の確保や快適な学習環境の提供、災害時の地区拠点基地機能の充実、省エネルギーなど環境負荷の削減、長寿命化による持続可能性の向上などが必須事項となっています。

【実現するための事業】

ア 地区公民館の耐震化、長寿命化の推進

「教育施設等長寿命化方針」に基づいて、公民館の利用者や地元関係者と協議しながら、計画的に施設の耐震化、長寿命化に取り組めます。

Ⅱ-1-(4) 読書のまちづくりの推進

【現状と課題】

本市の図書館サービスは、「読書のまち宣言」に基づいた推進拠点として、中央図書館・今立図書館の2館体制で行っています。また、福井県公共図書館ネットワークシステム（※用語解説）を利用した資料提供やインターネットを活用した予約リクエストサービス、さらに仁愛大学との協定による附属図書館の市民開放、鯖江市図書館との広域貸出サービス（※用語解説）も行われ、より多くの市民が利用しやすい図書館サービスを実施しています。

一方、現在は手軽に情報が収集できるインターネットなどの普及により活字離れが進み、読書習慣が身につけにくい状況となっています。また、高齢化の進行により図書館に来ることが困難な市民も増加しています。そのため、仕事や暮らしに役立つ蔵書の更なる充実、地域性を持った特色ある資料の収集、利用者の多種多様な問合せに対するレファレンス機能（※用語解説）の強化などのサービスはもとより、いつでも、どこでも、誰もが本に親しむことのできる環境づくりを行い、図書館が市民生活に欠かせない生涯学習施設となることがより求められています。



「読書のまち」宣言イベント

【目指すべき方向】

市読書のまち宣言に基づき、赤ちゃんを愛情豊かに育てる「親子読み聞かせ」、子どもの読書習慣を育てる「朝読書・読み聞かせ」、親子や家族みんなで仲良く読書に親しむ「家読書」、郷土の歴史や文化、伝統などに触れる「地域読書」、毎月第3土曜日を市民読書の日と定め「生涯読書」の取組みを進めるとともに、教育施設をはじめとした

各施設への団体貸出などにより、市民に根ざした読書のまちづくりを持続的に推進します。

また、所蔵資料の一層の充実と新しい時代に即応した図書館サービスに努め、伝統ある地域の特性を活かした特色ある図書館運営を目指します。

【実現するための事業】

ア 読書推進につながる事業の開催

あらゆる年代の市民が読書の習慣を持てるよう、関係機関や市民ボランティアとの協働により、本に親しむ機会を増やすとともに、読書推進につながる事業やイベントを積極的に展開します。



大学生ボランティアによる「おはなしの会」

イ 多様な要望に応える資料提供

予約・リクエストサービスを継続発展させるとともに、県内外の図書館との相互貸借を積極的に活用しながら、利用者の多様な要望に対応します。

また、各種資料の収集・装備を迅速化します。

ウ 特色のある蔵書づくり

ものづくりコーナーや、かこさとし、いわさきちひろ、紫式部といった本市ならではの特集コーナーを充実します。さらに、市民が郷土に誇りや関心を持てるよう、地域の歴史や郷土ゆかりの人物を発掘し、特集コーナーを設け、収集した資料とともに紹介します。

また、近年介護や教育の現場において、コミュニケーションツールとして活用されている紙芝居も積極的に収集します。



かこさとし特集コーナー

エ 地域情報の収集と郷土の魅力発信

本市に関わりのある地域資料を全て収集保存し、広く利用者に公開します。さらに、市民が作成した地域資料の提供を募り、本市の歴史・文化の継承と情報発信を行います。

オ 団体貸出の充実

学校や公民館、福祉施設、事業所などに一定数の図書を貸し出す団体貸出を積極的に行っていきます。

また、図書館職員などが図書を持って福祉施設などに直接出向き、貸し出しを行う「出かける図書館（※ 用語解説）」では、読み聞かせを行うなど、ボランティアの協力を得ながら読書意欲の向上を図ります。

カ 図書館システムの充実

図書館情報システムの適正管理と蔵書のデータベース化を図るとともに、インターネットなどを活用し、利用者の利便性を向上させます。

キ 貴重図書の整理・保存・活用

図書館で所蔵する未整理の貴重図書(※用語解説)の目録作成を順次行うとともに、必要に応じてデジタル化などを進め、整理が終了したものから公開します。また、適切な資料の保存・活用を図ることで、文化都市・越前の発信に努めます。

ク 利用しやすい図書館の運営

多様な文化を持つ人々や、高齢者、障がい者などへのサービスの充実に努め、返却場所を増やすなど、市民が利用しやすい図書館運営を図ります。

Ⅱ-1-(5) 子ども読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進する一環として、学校と連携し図書館職員が直接学校へ出向き、ブックトーク(※用語解説)や読み聞かせ、団体貸出を行っています。

また、図書館をより身近な施設として利用してもらうために、毎週土曜日に子ども向け行事を開催し、図書館を利用しやすい環境を提供しています。

一方、子どもを取り巻く生活環境は、テレビ、パソコン、スマートフォンなどの様々な情報メディアの発達・普及に伴い大きく変化しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化とあいまって、従来にも増して子どもの読書離れ、活字離れが進んでいます。

子どもたちの成長にとって読書はかけがえのないものであり、読書の大切さを発達段階に応じて伝えていくことは極めて重要です。そのため、「子どもが本と出会い、進んで読書する」環境づくりを進めるとともに、特に読書活動が低下する傾向にある中高生(ティーンズ)を対象とした読書推進事業の充実を図ることも求められています。



出かける図書館 公民館で紙芝居

【目指すべき方向】

「読書のまち」にふさわしく、本にふれあうまち空間の創出を目指し、子どもが本と出会い、進んで読書する環境を作るため、家庭・地域・学校・図書館などがそれぞれの場所で読書活動を推進します。そのため、(1)家庭における読書活動の推進、(2)地域・学校などにおける読書活動の推進、(3)読書活動推進のための人材育成の3つの活動を市全体で取り組んでいきます。

【実現するための事業】

ア 家庭における読書活動の推進

赤ちゃんの頃から絵本に親しむことができるよう「ブックスタート」（※用語解説）を実施します。また、年齢別のおすすめブックリストを作成・配布するなど、子どもの読書が習慣として身につくような環境を整備するとともに、家庭における読み聞かせや読書活動の大切さを啓発します。



5か月児セミナー時のブックスタート

イ 地域・学校における読書活動の推進

学校図書館など子どもに関わる機関の図書の充実・整備を図り、ボランティアや保護者とともに、子どもが本を手に取りたくなるような環境を作ります。

また、図書館職員やボランティアが学校などへ出向いて、ブックトークや読み聞かせを行い、子どもと本との出会いを提供します。

ウ ティーンズ向けサービスの充実

ティーンズ向け資料を充実させるとともに、市内の高校や大学と連携した展示コーナー設置やイベント開催、ティーンズ向け読書相談窓口の開設、ジュニア司書（※用語解説）の養成などを目指します。

エ 読書活動推進のための人材育成

保育園、認定こども園、幼稚園、学校、図書館などの教育機関や公的機関で、子どもの読書活動を推進していくため、読み聞かせや図書の整理などを行う図書ボランティアに広く研修や講座への参加を募り、資質向上を図るとともに、推進活動を支える人材の育成を図ります。

オ 図書館関連団体などへの活動支援

図書館友の会や図書ボランティアグループなどに活動の場を提供し、自主活動を支援します。

カ かこさとし ふるさと絵本館「碩」の活用

絵本を通して、乳幼児期からの読書習慣を身につけさせることで、子どもの創造力や探究心を育む機会の提供に努めます。

また、かこさとし氏が残した多くの作品と業績を紹介し、作品に込められた子どもたちへのメッセージを伝えます。



かこさとし ふるさと絵本館「碩」での読み聞かせ

Ⅱ-2 家庭及び地域における教育力の向上

教育の原点である家庭教育は、「生きる力」を身につけていくための基礎となるものです。これまでは地域の多様な人材の力を活用した家庭教育支援などに取り組んできました。昨今は、家庭環境や地域環境が変化する中、子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加し、家庭教育が困難な社会となってきました。

今後は、家庭と地域や社会とのつながりをつくるとともに、教育分野と保健・福祉分野との連携により、親子の育ちを一層支援していくことが必要となっています。

Ⅱ-2-(1) 子どものための家庭及び地域における教育力の向上

【現状と課題】

全国的な社会情勢の変化の波は本市においても例外ではなく、核家族化、少子化が進み、家庭と地域との連帯感が希薄になり、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまう傾向がみられます。このような状況の中、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、自立心を養い、心身の調和のとれた成長を遂げるために重要な、家庭の教育力の低下が懸念されています。

家庭教育は、家庭内だけで行われるのではなく、親も子も地域や社会の中で他者とのつながりや関わり合いを持つことが重要です。



放課後子ども教室「鳥の巣箱づくり」

【目指すべき方向】

思いやりの心を育て、心豊かな家庭づくりを推進するため、親子が共に学び育ちあう「家庭教育」を地域全体で支援し、家庭教育に関する学習機会の提供と相談体制の充実に努めるとともに、家庭・学校・地域が連携した活動を一層推進します。

また、放課後などに子どもたちが安全安心で健やかに過ごせる居場所を確保し、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの充実を図ります。



出かける家庭教育サロン「言葉のパワーについて」

【実現するための事業】

ア 家庭教育の推進

家庭教育推進員による子育てなどに関する個人相談や、家庭教育に関する研修会・勉強会などへの講師派遣を促進し、家庭の教育力向上を推進します。

また、家庭教育支援チームを設置するなど、親同士の仲間づくりを進め、子育てを支援します。

イ 地域で子どもを育む場の充実

放課後子ども教室（合宿通学事業含む）を推進し、放課後児童クラブ（学童保育）事業との連携強化、一体化を図るなど、地域社会全体で子どもの居場所の整備・充実を図り、放課後の子どもの安全で健やかな成長を支援します。



ウ 親子対象講座の開催

地区公民館において親子対象講座を開催し、親子のふれあいや地域住民と子どもたちの交流を図ることで家庭の教育力を高め、地域全体で親子の学びや育ちを支えます。

合宿通学「避難所体験 ダンボールでベッドづくり」

Ⅲ 誇れる歴史、芸術文化の創造

Ⅲ-1 芸術・文化の振興

芸術・文化は、人の心を豊かにし、人生に潤いとゆとりを与えるとともに、精神の健全化にも寄与します。また、地域の芸術・文化活動が活性化すれば、まちが元気になり、経済活動も盛んになり、知的で魅力あるまちが創造されていくものと期待されます。

今後も、「地域の芸術・文化の創造」、「誇れる郷土の芸術・文化の理解」を視点とした取組みを推進します。

Ⅲ-1-(1) 芸術・文化活動の支援

【現状と課題】

本市では、市民の芸術・文化活動の向上を図るために、県内でもいち早く文化協議会が設立されるなど、長年にわたり芸術・文化活動の促進を図ってきました。また、「源氏物語アカデミー」や「万葉の里・恋のうた募集事業」、「武生国際音楽祭」、「国際丹南アートフェスティバル」、「今立現代美術紙展」など市民による全国発信の文化事業も継続的に実施されており、今後も市民全体の芸術・文化活動の活性化を図るため、更なる支援が求められています。



源氏物語アカデミー

【目指すべき方向】

市民の芸術・文化活動は自主性を尊重し、活動が継続的に行われるように、関係団体が連携し、課題を共有しながら相互支援を行うことのできるネットワークの構築を目指します。

文化施設が、市民の芸術・文化活動の発表の場だけでなく、活動・交流の拠点として機能するため、指定管理者（※ 用語解説）などが市民の活動をサポート、コーディネートしていくよう支援していきます。



武生国際音楽祭

【実現するための事業】

ア 芸術・文化活動の情報発信

市民が行う芸術・文化活動の情報を市内外に発信し、活動団体には関係情報を提供するなどの支援を行います。

イ 芸術・文化活動等への支援

市民の芸術活動などを後援し、事業補助制度に基づく支援を行うとともに、市民の芸術・文化水準の向上を図るため、全国大会などの出場者を支援します。

ウ 市民文化活動団体のネットワーク構築

市文化協議会をはじめとした、芸術・文化活動を行う市内の団体や個人、学校などが、連携・協働できるネットワーク構築のための支援を行います。

エ 活動・交流の拠点化

市文化センターやいまだて芸術館、ふるさとギャラリー叔羅の 3 館を同一指定管理者による管理運営とし、施設の効率的な管理と、施設充実を図り、3 館が連携して、市民や団体の活動・交流の拠点となるよう支援していきます。

Ⅲ-1-(2) 芸術鑑賞機会の拡充

【現状と課題】

文化センターやいまだて芸術館、ふるさとギャラリー叔羅では、同一指定管理者による運営という利点を生かした効率的な自主文化事業を開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。学校教育では、学校行事による文化施設での鑑賞や、学校への移動劇団による鑑賞機会を取り入れています。また、地区公民館や自治振興会では、地域住民自らによる芸術・文化の鑑賞機会が提供されています。

文化センターをはじめとする文化 3 館では、これら芸術・文化事業の質を確保しつつも、収益性において一定の入場者数を確保することが課題となっています。

また、武生公会堂記念館では、郷土の歴史・文化や芸術の鑑賞の機会を提供しています。しかし、多岐にわたる質の高い展示に対応するため、各専門分野に深い知見を持つ学芸員の配置・育成が課題となっています。



武生公会堂記念館特別展

「加古里子 ただ、こどもたちのために」

【目指すべき方向】

質の高い芸術・文化に触れる機会や、芸術・文化活動に参加する機会の拡充に努めます。特に子どもや親、若い世代などが、豊かな感性や創造力、コミュニケーション能力を育む場として、芸術・文化活動に参加できる機会提供の取組みを支援します。

【実現するための事業】

ア 市民総合文化祭の開催

市民の芸術・文化活動の成果を発表する場として、また、市民の芸術・文化の鑑賞の場として、市民総合文化祭を開催し、幅広い年齢層からの参加を促します。



市民総合文化祭

イ 鑑賞機会の提供

優れた芸術・文化の鑑賞機会、地域の芸術・文化資源などの関心を高め、子どもたちが本物の芸術に親しむ機会

を提供するために、武生公会堂記念館が中核施設としての役割を担い、文化センターやいまだて芸術館、ふるさとギャラリー叔羅での公演・展示事業を支援します。

質の高い多様な芸術鑑賞機会を市民に提供するために、文化庁が提供する歌舞伎やオーケストラなどの地方巡回公演を活用します。

市民の芸術・文化ニーズに合った企画を提供するために、文化施設利用者や鑑賞者の意見・要望を取り入れます。

ウ 参加機会の提供

子どもたちが自主的な芸術・文化活動を通じ、創造力を育むことができるように、行政や教育機関、関係団体などが連携するためのネットワークの構築に努めます。

Ⅲ-1-(3) 芸術・文化活動をになう人材の育成と確保

【現状と課題】

多くの芸術・文化団体においては運営会員の高齢化が進むとともに、新たな会員確保が進まない状況にあり、幅広い年齢層からの人材確保が求められています。

【目指すべき方向】

活動の担い手を育成し、底辺拡大を図るために、教育機関や関係団体、地域などとの

連携に努めます。

子どもの頃から芸術・文化に親しむ環境を整えるとともに、若い世代や団塊世代の参加を促し、芸術・文化活動の活性化に取り組めます。

【実現するための事業】

ア 人材育成と確保のための情報発信

従来の広報媒体のほか、SNSなどを活用し、芸術・文化活動に関する情報を発信、提供します。



ふれてみよう越前の文化！

あそぼう・まなぼう

イ 芸術・文化の担い手育成

市文化協議会が中心となって継続的に開催している文化活動の体験講座について、子どもたちが保護者とともに芸術・文化活動に気軽に親しみ実践することができる事業内容となるよう支援します。

ウ 人材の育成

市民の芸術・文化ニーズに応じ、サポート、コーディネートできる人材の育成に努めます。

Ⅲ-2 歴史・文化資源の継承と活用

文化財は長い歴史の中で、生まれ育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産で、建造物、彫刻・絵画・工芸・書跡などの美術工芸品、古文書、民俗行事、無形文化財、遺跡、動植物などがあります。指定・未指定に関わらず、本市に残るこれらの文化財は、市民共有の貴重な財産であり、本市の歴史・文化を理解するために欠かすことができない歴史・文化資源です。それと同時に、まちづくりを支える重要な基盤となるものです。

近年の社会情勢や市民生活の変化などの中で、歴史・文化資源の継承に新たな課題も発生し、実効性のある保存及び活用の方策が求められています。

市は、「市文化財保存活用地域計画」を策定し、この計画に沿って「地域の歴史・文化の継承と発展」、「誇れる郷土の歴史・文化の理解」、「伝統産業文化資源の保存と活用」を視点とした取組みを推進します。

Ⅲ-2-(1) 郷土の歴史を尊重する心の育成

【現状と課題】

少子高齢化の進展やライフスタイルなどの変化に伴い、郷土の歴史・文化に誇りをも

ち、地域社会で文化財や伝統文化を守り伝えていく機運の醸成が危ぶまれています。

市民が郷土の歴史・文化資源の現状を知り、その保存や活用について理解するための情報発信が必要です。

【目指すべき方向】

本市の歴史・文化に関する情報を積極的に発信し、市民が歴史・文化資源に接する機会や学習の場を提供することにより、郷土への愛着心を育みます。

また、郷土の歴史や伝統文化を保存、継承していくための地域の取組みに対し、講師などの派遣や情報発信などを行い、活動を支援します。

【実現するための事業】

ア 郷土の歴史文化の啓発

子どもの頃から郷土の歴史・文化の理解を深めることができるように、学校や地域の団体などと連携し、身近な文化財などの情報を提供します。地域や学校、企業・団体などへの出前講座を積極的に行うとともに、講演会、歴史散歩や体験講座などを郷土歴史研究団体などと協働して開催します。

Ⅲ-2-(2) 歴史・文化資源に関する調査の推進

【現状と課題】

本市には、未だ発見されていない歴史・文化資源が数多くあります。後世に遺すべき貴重な文化財の新たな掘り起しや調査を継続的に実施することが必要です。

埋蔵文化財の発掘調査では、これまで越前国府の範囲が確定できるような遺構などは発見されていません。今後も、国府の範囲が確定できるよう継続的調査を続ける必要があります。

【目指すべき方向】

市民に文化財などの歴史・文化資源の寄贈・寄託制度を周知するとともに、歴史・文化資源に関する情報の提供を促します。

越前国府跡など重要遺跡の範囲確認調査を計画的に、かつ継続して調査を行います。



文化財調査風景

【実現するための事業】

ア 文化財の調査と指定・登録

市内に残る文化財の悉皆的調査を行い、重要なものについては、文化財保護委員をはじめとする市内外の専門研究者による正確な価値付けを行い、市の文化財に指定、さらには県や国の指定文化財や国の登録有形文化財に推薦します。



越前国府関連遺跡調査風景

イ 歴史・文化資源の情報収集

市内に眠っている歴史・文化資源について、郷土歴史研究団体や市民と連携を図りながら情報収集や現地調査を行います。

ウ 越前国府跡関連遺跡調査

越前国府関連遺跡での試掘調査を継続的に実施し、引き続き国府の範囲確定を目指します。

Ⅲ-2-(3) 文化財の保護

【現状と課題】

ライフスタイルの変化により、市全域において旧家や蔵などの改築などが進み、これまで個人で守り受け継がれてきた貴重な地域の歴史・文化資源が散逸していくことが懸念されています。特に古文書などの歴史資料は経年劣化や紛失のリスクが高く、その保存が急務となっています。

同様に、少子高齢化や意識の変化、過疎化による地域人口の減少などにより、地域の祭りや伝統的な民俗行事の継承や、神社や寺院の維持が困難になっている事例もあります。

伝統産業界においては、和紙や打刃物で保存団体が設立され、保存活動がなされていますが、生産者・関係団体の廃業などにより、貴重な技術や製作用具、製品や流通関係資料が失われようとしています。

また、開発行為に伴い、埋蔵文化財の破壊や遺跡が消滅していくおそれがあります。

【目指すべき方向】

指定、登録文化財の修理保存事業を推進し、防災・防犯対策を促します。

また、郷土の歴史的景観や民俗文化、越前和紙・越前打刃物・越前箆笥など伝統産業の保護に努め、文化財を広く市民に周知・公開し、地域の宝として市民が保護・継承していく意識を高めます。

【実現するための事業】

ア 文化財の保護

国や県、市の補助制度により、指定文化財の維持管理、保存・継承に対する支援を行うとともに、未指定を含む文化財の所有者と連携し、地域における公開・活用の体制づくりを推進します。

イ 文化財の継承

市民生活に根づき伝えられてきた祭礼行事などの民俗行事や伝統芸能などを保護・継承していくため、市内の民俗文化財の調査を強化していきます。

後世に残すべき伝統産業の技術や製作用具、関係資料などについて、文化財保護の観点で、横断的な指導・調査を進めます。

特に、越前打刃物については、打刃物の製作技術と関係資料の有形・無形文化財の指定に向けた取組みを強化します。

伝統文化・伝統芸能の継承団体や地域と連携し、担い手を育成するなど、地域全体で文化財を継承していく体制づくりを推進します。

ウ 文化財の記録保存・活用

文化財の調査により得られた記録を適切に保存し、それらの成果の利活用を行います。

Ⅲ-2-(4) 歴史・文化資源の保存活用と施設の充実

【現状と課題】

市民が共有すべき歴史・文化資源である文化財を積極的に収集し、未来へ継承するため調査・研究し、適正な状態で保存することは、本市の学術・文化の振興に貢献するとともに、歴史と文化を生かしたまちづくりに欠かせないことです。

国の重要有形民俗文化財に指定された越前和紙の製作用具及び製品や古文書専用の収蔵施設の整備を行い、貴重な文化財の適切な保存管理が可能になりました。



文化財収蔵施設

しかし、武生公会堂記念館で保管している美術工芸品をはじめ、考古資料、民具などは市内各所に分散保管しているのが現状で、これらの適正保管に課題があります。

また、武生公会堂記念館は、収蔵・展示施設としてのみならず中心市街地に賑わいをもたらす重要な文化拠点としての役割を担っています。

【目指すべき方向】

歴史・文化資源の収集・保管、調査・研究、公開・展示などを効果的に行うために、市内施設の有効利用を図りながら、新たな保存・保管体制の確立と収蔵施設を検討します。

古代から近代に至る本市の歴史・文化を全国に情報発信します。

【実現するための事業】

ア 歴史・文化資源活用のための施設の充実と人材の確保

市内文化施設を中心に効率的な機能分担をするとともに、歴史・文化資源の継続的な保存・活用を図るため、重要文化財を保管する武生公会堂記念館をはじめ、収蔵・展示設備の拡充や専門学芸員の確保に努めます。

また、古文書に関しては、整備された収蔵施設において、適切に保管をしてまいります。

イ 歴史・文化情報の発信とまちづくり事業などとの連携

歴史・文化資源の収集と調査によって得られた情報を発信し、市民の関心を喚起する展示企画や体験学習などの充実に努めます。

武生公会堂記念館の展示内容の一層の充実を図り、市内文化情報の発信拠点として、まちなかの賑わい創出に努めます。

Ⅲ-2-(5) 市史編さん事業の推進と人材育成

【現状と課題】

「越前市史」は、平成21年度から資料編を順次刊行し、資料編及び通史編を刊行する計画です。しかし、郷土の歴史研究者の後継者不足は深刻な状況にあり、長期にわたる市史編さん事業を継続的に進め、郷土の歴史・文化を将来に伝えていくための人材の確保と育成が大きな課題となっています。

【目指すべき方向】

郷土の歴史・文化を市民の共有財産として継承していくために、「越前市史」を継続的に刊行し、そのための専門的な人材の確保に努めます。

また、貴重な史料を後世に遺していくために、古文書などの保存・活用について調査・研究します。



越前市史資料編（既刊）

【実現するための事業】

ア 市史刊行

「越前市史」は、資料編とそれを踏まえた通史編で構成し、計画的刊行に努めます。

イ 古文書など史料の保存体制整備

効率的、円滑な市史編さん事業を進めるために、古文書や古写真などのデジタル画像化、データ整理のシステム化を図り、史料の所在情報などの体系的整理を目指します。

ウ 人材の確保と育成

古文書などの調査経験と研究業績を有し、編集実務も行うことのできる専門的な人材の確保に努めます。

郷土史を研究する個人や団体、小中学校の社会科研究会、大学・高校などの歴史研究クラブなどに働きかけ、出前講座や、講演会、学習会等を積極的に行うことで、郷土の歴史・文化への理解を深め、将来的に市史編さんをはじめとする文化財の保存・活用事業をになうべき人材育成を図るとともに、新たな史料の発掘に努めます。

Ⅳ 生涯スポーツのまちづくり

Ⅳ-1 生涯スポーツのまちづくり

現代社会は、都市化や生活の利便化、社会の複雑・高度化などによる身体活動の機会の減少、精神的ストレスの増大によって、人々が心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくのが大変困難になってきています。

このような中、健康の保持増進や体力の維持向上とともに、人と人、地域と地域とのつながりを深め、人々に生きがいや夢や感動を与えるなど、スポーツの果たす役割はきわめて大きなものがあります。

生涯スポーツのまちづくりでは、生涯スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、競技スポーツの推進、地域スポーツ環境の整備・充実を挙げ、明るく豊かで活力のある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、平成30年度に開催された「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会を通じ、市民の間に高まったスポーツへの関心を継続させ、レガシーを継承するための取り組みを行います。

Ⅳ-1-(1) 市民の健康や体力を保持増進していくための生涯スポーツの推進

【現状と課題】

重要施策である生涯スポーツのまちづくりに関する施策の成果の基準の一つとされる成人の週一回以上のスポーツ実施率は、市民へのアンケートによれば、41%（平成30年）であり、全国値42%（平成28年）を下回っている状況にあります。

スポーツや運動をしていない人の割合が、している人を上回っており、特に20歳代から30歳代までは他の世代に比べてスポーツ実施率が低い状況にあり、運動が習慣化していない傾向がうかがえます。

【目指すべき方向】

平成24年度に策定し、平成30年度に見直しを行った市スポーツ推進プランに基づき、市民の誰もが、各々の興味・関心・適性などに応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加できる環境づくりを進めます。

成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目指します。



第38回菊花マラソン大会

【実現するための事業】

ア 総合型地域スポーツクラブ(※ 用語解説)育成事業

地域住民により自主的・主体的に運営されている総合型地域スポーツクラブについては、現在、小学校区を主に活動しています。今後とも新規での設立を支援するとともに、将来的には、中学校区でのクラブ育成を目標に、クラブ間での連携と広域化を図り、設立クラブを拠点とした、生涯にわたってスポーツが楽しめる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。

イ スポーツ教室の整備充実

より多くの市民がスポーツに親しめるよう、多様化するニーズの把握とスポーツに親しむ機会を提供し、市民のスポーツ活動への参加促進を図ります。

「夢ある子ども育成事業」において、トップアスリートの指導を受ける機会を提供し、子どもたちがスポーツの楽しさや素晴らしさを感じられるような取り組みを行います。



夢先生スポーツレッスン「野球教室」

ウ 市民参加型スポーツの普及

市スポーツ推進委員協議会などと協働し、年齢や体力に関係なく誰でも楽しめるニュースポーツの出前講座、教室、大会を開催し、ニュースポーツを普及するとともに、関係機関の健康づくり事業と連携を深め、中高年の運動・スポーツの習慣化を推進することにより、市民の心身の健康増進を図ります。

市民参加型スポーツである菊花マラソンの種目に、ファミリーや個人で気軽に参加できるチャレンジの部を設けており、市民にとって身近な大会となるよう今後も努めます。生活の中でのジョギングやマラソンを推進するなど、スポーツイベントにふれる機会を増やし、スポーツへの興味と関心を高めるとともに、スポーツ人口拡大に努めます。

エ スポーツ推進委員活動の推進

スポーツ推進委員を設置し、スポーツの実技指導、事業の実施にかかる関係者とのコーディネーターとして、スポーツの普及に取り組みます。

オ 青少年育成

スポーツ少年団への加入を促進し、心身の健全育成とともに正しいスポーツ理念を持つ指導者の育成に努めます。



少年少女スポーツ交流大会「ドッジビー」

また、少年少女スポーツ交流大会の開催により、市スポーツ少年団が一堂に集まり、スポーツ活動を通して団員相互の交流を深め、団員としての誇りと自覚の醸成に努めます。



高齢者スポーツ交流大会「スティックリング」

カ 高齢者スポーツの推進

全地区に高齢者スポーツ推進委員を設置し、スポーツの普及を行うとともに、高齢者が楽しく生きがいを持ってスポーツに親しむ機会を提供します。

キ 障がい者スポーツの推進

スポーツを通じて障がいのある人の社会参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに参加し、楽しむ場の創出を目指し、社会福祉部門や障がい者団体などと連携して、スポーツ大会やレクリエーションの機会拡充や環境づくりに努めます。

ク 社会体育と学校体育の連携

総合型地域スポーツクラブや、スポーツ少年団などの地域スポーツ活動団体と学校の連携を図り、青少年のスポーツ環境の整備を推進し、子どもたちの体力向上に努めます。

地域の指導者を活用し、学校での多様な指導が受けられるよう努めます。

ケ スポーツ情報の提供

スポーツ教室やイベントなどの情報を広報やホームページを通じて提供します。また、各種団体の人材募集やイベントなどについての詳細な情報を一元的に提供できる環境を整備します。

「越前市健康 21」と連携した効果的な健康体力づくりやスポーツ指導者の紹介など、適時的確な情報の提供に努めます。

施設の空き情報が分かり、簡単に予約もできる「施設予約サービス」の利用促進を図ります。

IV-1-(2) 体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上

【現状と課題】

県民スポーツ祭の市町対抗部門において多くの種目で好成績を残し、また、北信越、全国大会などにも多くの選手が出場しています。平成30年度に開催された「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会においても、多くの種目で好成績を残しました。

しかし、少子化などによる競技人口の減少、競技種目の多種目化による選手層の希薄化、指導者の高齢化による指導者不足など、指導育成面での基盤の弱さが見られ、これ

らへの対応が課題です。

【目指すべき方向】

競技力を向上させるためには、指導力が高く、幅広い視野を持った指導者の存在は不可欠であり、市スポーツ協会加盟団体などと連携し、スポーツ団体の組織強化と指導者の確保に努めます。並行して、将来有望な選手の発掘・育成・強化に努めます。

【実現するための事業】

ア 市スポーツ協会運営支援

市スポーツ協会の健全な運営と組織力、指導力の強化及びスポーツ振興を支援します。

イ 選手等育成

全国大会などの出場者について、激励制度を充実することにより、競技力向上と出場意欲の向上に努めます。

指導者の資質向上のため、子どもへの指導方法などの研修会を開催します。

ウ 広域スポーツ大会開催支援

優れた競技の観戦や、競技者とふれあう機会を提供し、競技スポーツのレベル向上と競技人口の裾野の拡大のため、全国大会又はそれに準ずる大会の本市での開催を支援します。

エ 市民体育大会開催

スポーツの普及・発展と競技力向上、スポーツ愛好精神の高揚のため、市民がスポーツ大会に参加する機会を提供します。

オ 県民スポーツ祭選手派遣

競技スポーツの充実を図るため、令和元年度には39の市町対抗競技スポーツが開催されています。更なる競技力向上のため、市民大会の主力選手やその他の有望選手を派遣します。



市民体育大会「開会式」

IV-1-(3) スポーツ施設の整備充実と効果的活用

【現状と課題】

市内には、体育館、武道館、庭球場、野球場など、様々なスポーツ施設があり、各種目団体やクラブなどが利用しています。

平成30年には「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会に合わせ、体育館や庭

球場などの整備が行われました。

市スポーツ施設再配置計画では、上位計画である市公共施設等総合管理計画に準じたスポーツ施設の再配置の実現が必要となっています。

【目指すべき方向】

平成25年度に策定し、30年度に見直しを行った市スポーツ施設再配置計画に基づき、スポーツ施設の最適配置を行います。

また、施設の運営については、適切な管理運営に努めます。



平成 29 年 8 月改築 武生中央公園総合体育館

【実現するための事業】

ア スポーツ施設の管理運営

指定管理者制度を導入するなど、効率的で効果的な管理運営によって施設の有効利用を図るとともに、市民の健康保持や体力増強を推進し、スポーツの振興とスポーツ人口の増加を図ります。

イ 学校体育施設開放

スポーツ実施場所として公共施設の利用率は高い状況にあり、公共スポーツ施設の必要性が再確認されています。

施設共同利用の観点から小中学校での学校開放を行っていますが、引き続き学校体育施設やその他公共施設など、既存施設の有効活用に努めます。

ウ 企業・大学との連携

スポーツ活動の場の充実のため、企業や大学の保有する体育施設の利用について協力関係の構築に努めます。

エ 持続可能なスポーツ施設の整備

多くのスポーツ施設が更新時期を迎えようとする中、市スポーツ施設再配置計画に基づき、既存スポーツ施設の改修と最適配置を行います。

オ 生涯スポーツ環境の提供

市民が気軽にスポーツに取り組むことができる、安全安心で快適なスポーツ環境を整え、生涯スポーツのまちづくりを推進します。

【用語解説】

- ※ 人間力
社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力
- ※ 生きる力（3ページ）
いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力
- ※ 生涯学習社会（3ページ）
人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会
- ※ 認定こども園（5ページ）
保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設
- ※ 幼児期に育む資質・能力（6ページ）
生きる力の基礎を培うための「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の3つを指す。
- ※ 幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿（6ページ）
「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10の視点で、幼児期に育みたい資質・能力を表したもの
- ※ 幼児教育から小学校教育への接続カリキュラム（7ページ）
幼稚園・保育所・認定こども園の横がつながり、幼児教育と小学校教育の縦がつながる中で、長い目で見て子どもの育ちを実現するため、平成27年3月に福井県が策定した。幼児期に育む資質・能力及び幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿を踏まえ、子どもの育ちのプロセスが見えるものとして平成31年3月に改訂された。
- ※ 医療的ケアが必要な子ども（7ページ）
日常的に人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必用とする子ども
- ※ ティームティーチング（10ページ）
複数の教師がそれぞれの専門性や個性を生かし、協力して指導計画や学習指導案の作成、教材教具の開発、評価などを行いながら、分担・協力して個に応じたきめ細やかな指導をする方法
- ※ コミュニケーションスキル（11ページ）
人と人の中でコミュニケーションをとる方法や手法で、お互いに意思疎通を図り、信頼関係を築いてゆく能力

※ スクールカウンセラー (13ページ)

心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教師だけでは受け止めることのできない領域を第三者となるスクールカウンセラーで補わせることが目的

※ スクールソーシャルワーカー (13ページ)

虐待、育児放棄、経済的な問題など家庭における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち、活動する専門家。児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、児童生徒の自立を促す役割を果たすコーディネーター的な存在

※ 心のパートナー (13ページ)

心理学関連領域を学び、幼児・児童の発達に興味を持ち、家庭や学校に出かけ、遊びや学習を通して支援を行う。メンタルフレンドなどのボランティアや実践的な活動をする大学生又は大学院生

※ SOSの出し方に関する教育 (13ページ)

困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育。令和元年5月に改定した「越前市いじめ防止基本方針」に明記された。

※ ICT環境 (14ページ)

ICTは、Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。パソコンやタブレット、プロジェクターなどのICT機器を充実させ、無線LAN等のネットワークを構築させることにより、授業・学習面での活用や校務面での活用が期待できる。

※ 超スマート社会 (Society. 5.0) (14ページ)

科学技術基本法により、政府が策定した「第5期科学技術基本計画」(平成28年度～令和2年度)において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもの

※ プログラミング的思考 (15ページ)

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

※ 発達障害 (15ページ)

自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動症(ADHD)、学習障害、その他これに類するものを含む幅広い概念を指す脳機能の障がい。その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

※ 教育支援委員会 (16ページ)

医師、学識経験者、関係機関の職員で構成し、就学及び支援に係る審議又は調査等を行うため、幼児及び児童生徒の心身の障がいに関する調査等を行い、適切な就学及び支援に必要な審議等を行う。平成31年4月1日「就学指導委員会」より名称変更した。

※ ケース会議 (16ページ)

特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機

関との連携のもと学校全体で、より適切な指導・支援をするための会議

- ※ インクルーシブ教育（16ページ）
障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる教育
- ※ 特別支援教育コーディネーター（16ページ）
特別な教育ニーズのある児童・生徒やその保護者に対して適切な支援を行う人。小・中学校に設置された「校内委員会」を運営する役割や学校外の関係機関や専門家、エリア内の特別支援学校との連携調整役を担う。
- ※ アクセスマーカー（18ページ）
外国人児童生徒在籍校を巡回し、翻訳や通訳、教育相談やティームティーチングによる学習支援を行い、教育相談体制、学習支援体制の充実を図る。また、保護者の悩み相談に対応し、学校と外国人家庭との連携役を担う。
- ※ 初期指導教室（プレクラス）（18ページ）
外国人児童生徒が、クラスに入る前に、学校生活に慣れるまでの生活指導や初期の日本語指導を受ける場
- ※ 新入生体験教室（プレスクール）（18ページ）
学校に転入する前の外国人の子どもを対象とした初期の日本語指導・学習指導を行う場
- ※ ゲストティーチャー（18ページ）
指導者として特別に学校が招いた一般市民のこと。開かれた学校づくりの一環として、保護者や教育上有用な知識及び技能を持つ地域の人材が教育活動に参加している。
- ※ 多言語翻訳機（19ページ）
話しかけると音声で外国語に翻訳する機械。英語、中国語、ポルトガル語など様々な言語を翻訳することができる。
- ※ 福井型コミュニティ・スクール（21ページ）
家庭、学校、地域が連携し、地域の特性や実情を生かしながら、地域に根ざした開かれた学校づくりを目指している。それぞれの代表で構成する「家庭・地域・学校協議会」を設置し、地域全体の教育・子育て方針や学校運営の基本方針を策定するとともに、それぞれが責任をもって活動を行う。
- ※ スクールプラン（21ページ）
学校運営の全体構想を示すもので、その作成、活用、評価を通して、児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校運営の改善と発展を目指す。
- ※ ユニバーサルデザイン（23ページ）
年齢や障がいの有無などに関わらず、安心・安全に利用できることを目指した建築（設備）や製品・情報などの設計（デザイン）
- ※ 家庭力（25ページ）
夫婦・親子を問わず、家族皆が心を通わせ、それぞれが成長できる場としての力
- ※ 地域力（25ページ）
地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域

としての価値を創造していくための力のことをいう。

※ ボトムアップ型 (27ページ)

下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方式

※ 福井県公共図書館ネットワークシステム (30 ページ)

利用者が、福井県内の市町立図書館、大学・短大・高専図書館、県立図書館、文書館、若狭図書学習センターの所蔵資料を Web 上で横断的に検索でき、その内県立図書館、若狭図書学習センターの資料に予約ができるシステム。また、利用者が希望する図書を最寄りの図書館で借りることができる「相互貸借制度」もある。

※ 広域貸出サービス (30 ページ)

平成元年より旧武生市・旧今立町・鯖江市の3図書館で開始したサービスで、利用者がどの図書館でも借りたり返却したりすることができる。

※ レファレンス機能 (30 ページ)

図書館で、資料・情報を求める利用者に対して回答し、適切な資料及び情報を提供すること。

※ 出かける図書館 (31 ページ)

図書館職員が、定期的に福祉施設などに図書を持参し、貸し出すこと。貸し出し時に読み聞かせをすることもある。

※ 貴重図書 (32 ページ)

郷土ゆかりの偉人の蔵書や、江戸期の版本・写本など、他の図書館にない希少性の高い図書資料

※ ブックトーク (32 ページ)

あるテーマに沿って複数の本を選び、紹介することで、聞き手に本の魅力や特徴を伝え、読書意欲を起こさせる活動のこと。主に学校や図書館などで児童・生徒を対象に行っている。

※ ブックスタート (33 ページ)

赤ちゃんと保護者が、絵本を通して心ふれあう時間を持つきっかけとなることを目的に、自治体が「絵本」と「絵本に楽しむ体験」をプレゼントする活動。越前市では、平成 25 年 7 月より、5 か月児セミナーの場を利用して、「夢をはぐくむはじめのいっぽ事業」として開催。

※ ジュニア司書 (33 ページ)

学校や図書館などで読書を推進するために活動する小学校高学年から高校生の子どもたち。図書館の主催する講座に参加して司書の仕事、図書館の仕組み、魅力的な本の紹介方法などを学び、子ども同士の力で、本を読むきっかけづくりや読書の楽しさや大切さを広めることを目的とする。

※ 指定管理者 (36 ページ)

平成15年の地方自治法改正で創設された制度（指定管理者制度）により、地方公共団体により指定され、公の施設の管理運営を行う団体のことをいう。民間事業者が持つノウハウを取り入れることにより、利用者へのサービスや満足度の向上、効率的な運用を図ることを目的としている。

※ 総合型地域スポーツクラブ (46 ページ)

いつでも、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを目的とし、地域の人々が自主的に運営を行う地域に根ざしたクラブ

【関連資料】

I 人間力を高める教育の充実

〔資料 1〕 就学前乳幼児数及び就学前教育・保育施設の利用児数

〔資料 2〕 学年進行表

II 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現

〔資料 3〕 平成 30 年度公民館・体育館利用状況

〔資料 4〕 地域コミュニティ団体の会員数

〔資料 5〕 平成 30 年度地域自治振興事業報告書

〔資料 6〕 図書館蔵書数

〔資料 7〕 図書館の利用状況

〔資料 8〕 子どものための家庭及び地域における教育力の向上に関する資料

III 誇れる歴史、芸術・文化の創造

〔資料 9〕 芸術・文化活動の支援に関する資料

〔資料 10〕 芸術鑑賞機会の拡充に関する資料

〔資料 11〕 芸術・文化活動を担う人材の育成と確保に関する資料

〔資料 12〕 郷土の歴史を尊重する心の育成に関する資料

〔資料 13〕 歴史・文化資源に関する資料

〔資料 14〕 文化財の保護に関する資料

〔資料 15〕 歴史・文化資源の保存活用と施設の充実に関する資料

〔資料 16〕 市史編さん事業に関する資料

IV 生涯スポーツのまちづくり

〔資料 17〕 スポーツ推進に関する資料

〔資料 18〕 体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上に関する資料

〔資料 19〕 スポーツ施設の設備充実と効果的活用に関する資料

I 人間力を高める教育の充実

[資料1] 就学前乳幼児数及び就学前教育・保育施設の利用児数

各年4月1日現在

年度	区 分			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
27	年齢別人口			679	646	692	670	694	730	4,111
	幼稚園	公立幼稚園	9園	0	0	0	69	84	72	225
		私立幼稚園	4園	0	0	40	44	47	55	186
		幼稚園計	13園	0	0	40	113	131	127	411
	認定こども園	公立認定こども園	5園	12	63	80	115	99	128	497
		私立認定こども園	2園	7	27	33	45	44	47	203
		認定こども園計	7園	19	90	113	160	143	175	700
	保育所	公立保育所	3園	9	47	61	63	78	75	333
		私立保育所	13園	63	277	332	339	334	341	1,686
		保育所計	16園	72	324	393	402	412	416	2,019
	就学前教育・保育施設の利用児数合計			91	414	546	675	686	718	3,130
年度	区 分			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
28	年齢別人口			644	696	661	695	675	694	4,065
	幼稚園	公立幼稚園	5園	0	0	0	46	46	67	159
		私立幼稚園	4園	0	0	26	49	47	41	163
		幼稚園計	9園	0	0	26	95	93	108	322
	認定こども園	公立認定こども園	5園	9	59	75	98	115	98	454
		私立認定こども園	7園	27	120	161	167	171	169	815
		認定こども園計	12園	36	179	236	265	286	267	1,269
	保育所	公立保育所	3園	9	54	56	65	67	77	328
		私立保育所	9園	49	190	218	254	224	236	1,171
		保育所計	12園	58	244	274	319	291	313	1,499
	就学前教育・保育施設の利用児数合計			94	423	536	679	670	688	3,090
年度	区 分			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
29	年齢別人口			634	645	686	666	686	682	3,999
	幼稚園	公立幼稚園	5園	0	0	0	30	47	46	123
		私立幼稚園	4園	0	0	37	42	50	47	176
		幼稚園計	9園	0	0	37	72	97	93	299
	認定こども園	公立認定こども園	5園	10	59	71	91	103	114	448
		私立認定こども園	7園	40	145	153	193	171	178	880
		認定こども園計	12園	50	204	224	284	274	292	1,328
	保育所	公立保育所	3園	17	33	66	64	58	67	305
		私立保育所	9園	31	175	217	231	253	224	1,131
		保育所計	12園	48	208	283	295	311	291	1,436
	就学前教育・保育施設の利用児数合計			98	412	544	651	682	676	3,063

年度	区 分			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
30	年齢別人口			605	642	647	691	675	685	3,945
	幼稚園	公立幼稚園	5園	0	0	0	50	42	53	145
		私立幼稚園	4園	0	2	45	55	43	48	193
		幼稚園計	9園	0	2	45	105	85	101	338
	認定こども園	公立認定こども園	5園	4	58	67	96	92	101	418
		私立認定こども園	8園	34	143	181	203	221	190	972
		認定こども園計	13園	38	201	248	299	313	291	1,390
	保育所	公立保育所	3園	9	39	45	67	63	55	278
		私立保育所	8園	30	159	188	214	210	231	1,032
		保育所計	11園	39	198	233	281	273	286	1,310
	就学前教育・保育施設の利用児数合計			77	401	526	685	671	678	3,038
年度	区 分			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
31	年齢別人口			625	616	639	655	696	672	3,903
	幼稚園	公立幼稚園	5園	0	0	0	27	53	35	115
		私立幼稚園	4園	0	1	44	61	58	44	208
		幼稚園計	9園	0	1	44	88	111	79	323
	認定こども園	公立認定こども園	5園	5	57	75	79	98	93	407
		私立認定こども園	9園	38	172	191	233	225	242	1,101
		認定こども園計	14園	43	229	266	312	323	335	1,508
	保育所	公立保育所	3園	11	39	50	50	69	66	285
		私立保育所	7園	27	145	170	187	201	190	920
		保育所計	10園	38	184	220	237	270	256	1,205
	就学前教育・保育施設の利用児数合計			81	414	530	637	704	670	3,036

[資料2] 学年進行表

① 越前市小学校集計

(平成31年4月1日現在)

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	特別支援	合計
H31	児童数	662	672	680	720	730	742	4,206	82	4,288
	学級数	29	27	28	28	29	28	169	24	193
R2	児童数	673	662	672	680	720	730	4,137	82	4,219
	学級数	29	29	27	28	28	29	170	24	194
R3	児童数	697	673	662	672	680	720	4,104	82	4,186
	学級数	28	29	29	27	28	28	169	24	193
R4	児童数	655	697	673	662	672	680	4,039	82	4,121
	学級数	28	28	29	29	27	28	169	24	193
R5	児童数	638	655	697	673	662	672	3,997	82	4,079
	学級数	27	28	28	29	29	27	168	24	192
R6	児童数	616	638	655	697	673	662	3,941	82	4,023
	学級数	24	27	28	28	29	29	165	24	189
R7	児童数	635	616	638	655	697	673	3,914	82	3,996
	学級数	27	24	27	28	28	29	163	24	187

② 越前市中学校集計

(平成31年4月1日現在)

		1 年	2 年	3 年	計	特別支援	合計
H31	生徒数	748	738	744	2,230	56	2,286
	学級数	29	27	29	85	12	97
R2	生徒数	768	748	738	2,254	56	2,310
	学級数	30	29	27	86	12	98
R3	生徒数	758	768	748	2,274	56	2,330
	学級数	30	30	29	89	12	101
R4	生徒数	738	758	768	2,264	56	2,320
	学級数	29	30	30	89	12	101
R5	生徒数	691	738	758	2,187	56	2,243
	学級数	28	29	30	87	12	99
R6	生徒数	691	691	738	2,120	56	2,176
	学級数	28	28	29	85	12	97
R7	生徒数	686	691	691	2,068	56	2,124
	学級数	27	28	28	83	12	95

Ⅱ 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現

〔資料3〕 平成30年度公民館・体育館利用状況

No.	名 称	公民館 利用者数	体育館 利用者数	面積 (㎡)	左の内訳		地区人口 (人) ※ 1
					講義室等	体育館	
1	武生東公民館	26,997	0	1,002.79	1,002.79		5,155
2	武生西公民館	15,923	0	444.90	444.90		7,722
	武生西別館	11,185	0	446.66	446.66		
3	武生南公民館	26,486	0	681.16	681.16		9,547
4	神山公民館	8,057	0	332.10	332.10		3,383
	吉野公民館	20,765	0	453.54	453.54		8,008
6	国高公民館	24,834	14,131	1,373.17	666.05	707.12	11,344
7	大虫公民館	21,137	9,827	447.62	447.62		5,871
8	坂口公民館	4,338	0	387.77	387.77		415
9	王子保公民館	19,518	6,657	1,019.82	622.19	397.63	5,734
10	北日野公民館	17,335	8,169	454.44	454.44		4,435
11	北新庄公民館	12,513	11,262	450.98	450.98		2,774
12	味真野公民館	12,763	7,661	1,189.92	525.61	664.31	4,632
13	白山公民館	7,955	0	536.49	536.49		1,611
14	花筐公民館	8,667	0	612.00	612.00		3,522
15	岡本公民館	27,935	0	976.19	976.19		3,115
16	南中山公民館	7,267	5,929	674.06	592.95	171.11	3,102
17	服間公民館	11,424	0	997.23	542.60	454.63	1,843
17館合計		285,099	63,636				82,213
総合計		348,735					

※ 1 令和元年8月1日現在 住民基本台帳人口

〔資料4〕 地域コミュニティ団体の会員数

団体名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	加盟団体数	会員数	加盟団体数	会員数	加盟団体数	会員数	加盟団体数	会員数
越前市子ども会育成 連絡協議会	164	4,362	163	3,965	157	3,777	157	3,696
越前市武生ボーイスカウト ・ガールスカウト連絡協議	4	134	4	98	4	98	4	98
越前市女性会 ※ 2	5	266	13	265	17	274	17	116
越前市壮年協議会	5	1,380	5	1,380	5	1,380	5	1,380
越前市PTA連合会	24	7,600	24	7,450	24	7,320	24	7,230
越前市婦人ボランティア 連絡会	17	33	17	33	17	10	17	10

※ 2 平成28年5月28日までの団体名は 越前市連合女性会

〔資料5〕平成30年度地域自治振興事業報告書

事業名		内 容	具体的事業
(Ⅰ) 基礎事業	事 務 局 費	自治振興会の事務局運営	・総会、理事会の開催 ・事務局運営
	防 犯 灯 電 気 料	町内防犯灯の管理	・防犯灯の電気料助成
	狭 隘 道 路 除 雪	町内狭隘道路の維持管理	・狭隘道路の除雪費助成
	社会教育講座事業	社会教育の推進を目的に講座又は講演会を開催する事業	・講師謝礼
(Ⅱ) 協働事業	地 区 広 報	地区定期広報誌の編集・発行事業	・広報紙発行 ・ホームページ作成
	総 合 企 画	地域づくり、まちづくり、地域振興計画の策定など企画立案に関する事業、他のどの分野にも当てはまらない、または分野にまたがる事業	・まちづくり、ふるさとづくり企画 ・地域課題検討調整 ・自治振興会及び町内会の課題検討 ・男女共同参画 ・先進地視察
	地域ふれあい交流	納涼祭、伝統行事など地域固有のコミュニティ活動、住民の交流を主としたイベント系の事業	・納涼祭 ・文化祭 ・収穫祭 ・四季の祭 ・まちづくりイベント ・三世代交流 ・伝統行事
	地 域 整 備 管 理	地区、町内の道路、側溝、用水、公園などの施設整備・補修とそれらを管理する事業	・道路舗装 ・補修 ・防護柵 ・案内看板 ・掲示板 ・ゴミステーション整備 ・観光名所施設整備管理 ・登山遊歩道整備管理
	安 全 防 災	犯罪や事故の起きやすい環境を改善し、防止する事業 日常的な防災活動、避難訓練、防災計画策定などの事業	・防犯パトロール ・交通安全見守り ・登下校見守り ・巡回 ・啓発活動 ・安全設備設置計画策定 ・自主防災組織づくり ・防災訓練 ・防災講習会 ・防災対策整備 ・危険箇所点検 ・災害復旧支援
	子ども・青少年育成	子どもと親、青少年を地域全体で育む活動	・地域子育て支援 ・子育てサロン ・子育て支援ネットワーク活動 ・子ども会 ・親子体験教室 ・世代間交流 ・青年層活動支援
	福 祉 健 康	高齢者福祉、地域福祉、社会的支援を必要とする人々を助ける事業、住民の健康維持管理向上のための事業、疾病や感染症の予防啓発、医療機関と連携した地域医療保健を充実させる仕組み	・地域福祉活動推進事業（社協） ・敬老会 ・高齢者健康づくり ・障がい者支援 ・たすけあい食事サービス、メニュー事業（社協） ・いきいきふれあいサロン ・福祉ネットワーク推進事業 ・健康まつり ・健康ウォーキング ・食育推進 ・健康づくり啓発 ・健康体操教室 ・成人病予防啓発 ・流感予防啓発
	体 育 振 興	スポーツ・レクリエーション普及を図る事業 スポーツ大会開催事業・支援事業	・体育祭 ・スポーツ教室 ・スポーツ大会 ・激励
	環 境 ・ 美 化	地域の環境を保護し、あるいは作り出す活動、清掃活動	・環境保護活動 ・花壇作り ・緑化植栽 ・草刈り ・花壇コンクール ・河川一斉清掃 ・雪解けクリーン作戦 ・環境学習
	農 林 里 山	農業、林業にかかる事業、 地域の里山を保全・活用する事業	・市民農園整備管理 ・ビオトープ整備管理 ・里地里山保全 ・鳥獣害対策 ・グリーンツーリズム
	ふ る さ と 文 化	ふるさとの歴史や文化を学び継承していく事業、文化・教養を高め普及する事業	・郷土の歴史学習 ・伝統文化継承 ・歴史探訪 ・郷土歴史編集発行
(Ⅲ) 特別事業		地域の積極的な取り組みを促す事業 １．地域の特性を生かす整備事業 ２．地域の特性を生かす記念事業	２地区２事業
		L E D防犯灯設置事業	L E D防犯灯設置に係る助成

事業名		内 容	具体的事業
(Ⅰ) 基礎事業	事 務 局 費	自治振興会の事務局運営	・ 総会、理事会の開催 ・ 事務局運営
	防 犯 灯 電 気 料	町内防犯灯の管理	・ 防犯灯の電気料助成
	狭 隘 道 路 除 雪	町内狭隘道路の維持管理	・ 狭隘道路の除雪費助成
	社会教育講座事業	社会教育の推進を目的に講座又は講演会を開催する事業	・ 講師謝礼
(Ⅱ) 協働事業	地 区 広 報	地区定期広報誌の編集・発行事業	・ 広報紙発行 ・ ホームページ作成
	総 合 企 画	地域づくり、まちづくり、地域振興計画の策定など企画立案に関する事業、他のどの分野にも当てはまらない、または分野にまたがる事業	・ まちづくり、ふるさとづくり企画 ・ 地域課題検討調整 ・ 自治振興会及び町内会の課題検討 ・ 男女共同参画 ・ 先進地視察
	地域ふれあい交流	納涼祭、伝統行事など地域固有のコミュニティ活動、住民の交流を主としたイベント系の事業	・ 納涼祭 ・ 文化祭 ・ 収穫祭 ・ 四季の祭 ・ まちづくりイベント ・ 三世代交流 ・ 伝統行事
	地域整備管理	地区、町内の道路、側溝、用水、公園などの施設整備・補修とそれらを管理する事業	・ 道路舗装 ・ 補修 ・ 防護柵 ・ 案内看板 ・ 掲示板 ・ ゴミステーション整備 ・ 観光名所施設整備管理 ・ 登山歩道整備管理
	安 全 防 災	犯罪や事故の起きやすい環境を改善し、防止する事業 日常的な防災活動、避難訓練、防災計画策定などの事業	・ 防犯パトロール ・ 交通安全見守り ・ 登下校見守り ・ 巡回 ・ 啓発活動 ・ 安全設備設置計画策定 ・ 自主防災組織づくり ・ 防災訓練 ・ 防災講習会 ・ 防災対策整備 ・ 危険箇所点検 ・ 災害復旧支援
	子ども・青少年育成	子どもと親、青少年を地域全体で育む活動	・ 地域子育て支援 ・ 子育てサロン ・ 子育て支援ネットワーク活動 ・ 子ども会 ・ 親子体験教室 ・ 世代間交流 ・ 青年層活動支援
	福 祉 健 康	高齢者福祉、地域福祉、社会的支援を必要とする人々を助ける事業、住民の健康維持管理向上のための事業、疾病や感染症の予防啓発、医療機関と連携した地域医療保健を充実させる仕組み	・ 地域福祉活動推進事業（社協） ・ 敬老会 ・ 高齢者健康づくり ・ 障がい者支援 ・ たすけあい食事サービス、メニュー事業（社協） ・ いきいきふれあいサロン ・ 福祉ネットワーク推進事業 ・ 健康まつり ・ 健康ウォーキング ・ 食育推進 ・ 健康づくり啓発 ・ 健康体操教室 ・ 成人病予防啓発 ・ 流感予防啓発
	体 育 振 興	スポーツ・レクリエーション普及を図る事業スポーツ大会開催事業・支援事業	・ 体育祭 ・ スポーツ教室 ・ スポーツ大会 ・ 激励
	環 境 ・ 美 化	地域の環境を保護し、あるいは作り出す活動、清掃活動	・ 環境保護活動 ・ 花壇作り ・ 緑化植栽 ・ 草刈り ・ 花壇コンクール ・ 河川一斉清掃 ・ 雪解けクリーン作戦 ・ 環境学習
	農 林 里 山	農業、林業にかかる事業、地域の里山を保全・活用する事業	・ 市民農園整備管理 ・ ビオトープ整備管理 ・ 里地里山保全 ・ 鳥獣害対策 ・ グリーンツーリズム
(Ⅲ) 特別事業	ふるさと文化	ふるさとの歴史や文化を学び継承していく事業、文化・教養を高め普及する事業	・ 郷土の歴史学習 ・ 伝統文化継承 ・ 歴史探訪 ・ 郷土歴史編集発行
		地域の積極的な取り組みを促す事業 １．地域の特性を生かす整備事業 ２．地域の特性を生かす記念事業	２地区２事業
		ＬＥＤ防犯灯設置事業	ＬＥＤ防犯灯設置に係る助成

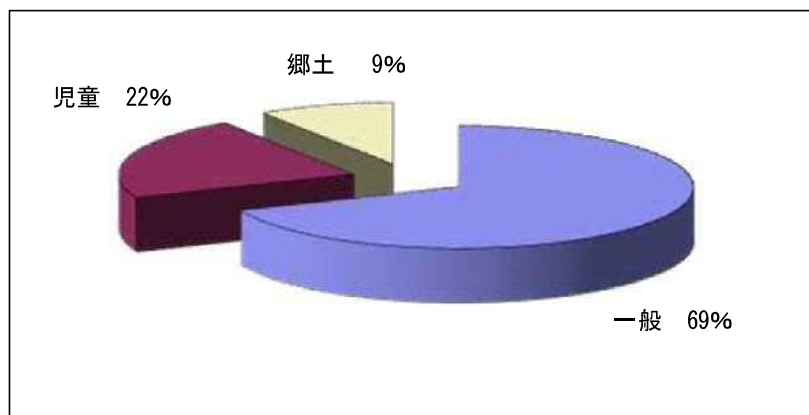
[資料6] 図書館蔵書数

① 図書館蔵書数

	蔵書冊数							
	一般	児童	郷土	図書合計	A V	蔵書合計	雑誌	総計
中央図書館	274,728	77,580	36,264	388,552	7,547	396,099	16,636	412,735
今立図書館	76,786	34,653	11,217	122,656	356	123,012	2,053	125,065
合 計	351,514	112,233	47,481	511,208	7,903	519,111	18,689	537,800

※ 上記は、システム管理している資料の冊数 平成31年3月31日現在

※ このほか、和書・個人文庫資料などの貴重図書約2.5万冊を蔵書



② 図書館分類別蔵書数 (537,800冊の内訳)

	一般	児童	郷土	図書合計	A V	蔵書合計	雑誌	総計
総 記	11,889	39,963		511,208	7,903	519,111	18,689	537,800
哲 学	17,414							
歴 史	30,396							
社 会	45,611							
自 然	21,749							
技 術	18,677							
産 業	12,278							
芸 術	32,383							
言 語	5,782							
文 学	131,431	32,174						
大活字	972							
実用書	16,099							
その他	6,833							
絵 本		40,076						
郷 土			47,481					
合 計	351,514	112,213	47,481	511,208	7,903	519,111	18,689	537,800

[資料7] 図書館の利用状況

◎ 貸出冊数・利用者数等

(個人・団体・相互貸借含む)

平成30年度	貸出冊数 (冊)		利用者人数 (人)		新規登録者 (人)	
	中央	今立	中央	今立	中央	今立
4月	32,428	6,510	7,344	1,084	143	15
5月	32,832	5,212	7,598	1,122	107	9
6月	34,625	5,765	7,908	1,253	164	12
7月	38,630	7,255	8,894	1,254	234	11
8月	41,419	7,207	9,424	1,533	262	19
9月	36,303	6,122	8,512	1,350	142	10
10月	31,416	6,249	7,753	1,396	104	13
11月	34,798	6,224	8,300	1,364	189	7
12月	34,727	6,354	7,948	1,348	110	10
1月	39,268	7,074	8,902	1,503	137	26
2月	38,131	6,542	8,949	1,478	315	20
3月	40,955	6,452	9,578	1,489	141	22
館別合計	435,532	76,966	101,110	16,174	2,048	174
総計	512,498		117,284		2,222	

平成30年度	予約冊数 (冊)		
	中央	今立	内インターネット予約
4月	1,732	340	940
5月	1,781	420	935
6月	1,852	472	975
7月	1,886	402	924
8月	1,769	443	913
9月	1,779	365	1,024
10月	1,815	514	1,020
11月	1,633	441	871
12月	1,710	428	933
1月	2,067	502	1,086
2月	2,051	519	1,130
3月	1,864	435	1,019
館別合計	21,939	5,281	11,770
総計	27,220		

平成30年度	来館者数 (人)		
	中央	今立	合計
4月	19,664	2,598	22,262
5月	22,812	2,615	25,427
6月	23,939	2,992	26,931
7月	27,566	3,002	30,568
8月	31,190	3,851	35,041
9月	22,978	3,162	26,140
10月	23,801	3,188	26,989
11月	24,926	2,837	27,763
12月	20,183	3,058	23,241
1月	21,046	2,952	23,998
2月	22,600	3,044	25,644
3月	24,763	3,465	28,228
館別合計	285,468	36,764	322,232
総計	322,232		

◎ 利用登録者数

(平成18年8月～31年3月末)

小学生以下	3,227人
中学生以上	41,376人
合計	44,603人

参考：開館日数

中央	305日
今立	296日

(〔資料7〕 図書館の利用状況のつづき)

㊦ 平成30年度相互貸借の状況

相手館名等	借受冊数	貸出冊数
県立図書館	1,429	1,042
県内市町立図書館	1,608	232
県内その他の図書館	35	14
国立国会図書館	0	0
県外（東海・北陸）	299	111
県外（その他）	7	78
合 計	3,378	1,477

㊦ 団体貸出状況

団体貸出登録数	利用回数	貸出冊数
247団体	3,060回	27,493冊

㊦ 地区別貸出人数及び貸出冊数(団体利用含む)

地区名	貸出人数	貸出冊数
東	9,308	35,300
西	15,496	56,451
南	14,245	55,646
神山	3,677	17,246
吉野	7,837	37,239
国高	13,314	62,274
大虫	6,340	28,953
坂口	280	2,113
王子保	6,404	30,289
北新庄	2,186	11,334
北日野	4,940	21,690
味真野	4,188	17,195
白山	1,238	6,181
栗田部	4,218	19,098
岡本	3,611	16,321
南中山	3,451	16,762
服間	1,657	10,447
鯖江市	6,636	33,466
県内	8,093	34,116
県外	165	377
合 計	117,284	512,498

㊦ 年齢別貸出人数及び冊数

(団体利用含む)

年齢	貸出人数	貸出冊数
6歳以下	3,147	22,079
7～12	8,338	48,085
13～15	1,775	6,280
16～18	1,028	3,855
19～29	6,008	27,294
30～39	15,666	81,165
40～49	17,670	80,246
50～59	15,245	56,962
60～69	25,413	93,540
70歳以上	19,934	65,499
団体	3,060	27,493
合計	117,284	512,498

[資料8] 子どものための家庭及び地域における教育力の向上に関する資料

㊦ 家庭教育サロン(相談事業)利用件数

(不登校・引きこもり・性格・くせ・軽度の発達障害・いじめ)

年度	相談件数	実施回数	一人当たりの回数
平成26年	51	104	2.0
平成27年	52	120	2.3
平成28年	66	113	1.7
平成29年	54	101	1.9
平成30年	49	91	1.9

㊧ 出かける教育サロン

(親子の関わり方・先生方の学習会・不登校の子どもをもつ親の交流会)

年度	開催数	参加者数
平成26年	39	2,217
平成27年	44	2,994
平成28年	44	2,034
平成29年	36	1,403
平成30年	44	1,530

㊨ 家庭児童相談数

新規ケース数	平成28年	平成29年	平成30年
養護児童虐待相談	110	31	46
養護その他の相談	96	67	74
保健相談	1	2	2
肢体不自由相談	0	0	0
視聴覚障害相談	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0
重症心身障害相談	1	0	0
知的障害相談	0	0	0
発達障害相談	6	4	6
ぐ犯行為等相談	1	0	1
触法行為等相談	0	0	0
性格行動相談	9	4	2
不登校相談	14	19	12
適正相談	0	0	0
育児・しつけ相談	2	3	0
その他の相談	1	0	1
合 計	241	130	144

〔資料8〕子どものための家庭及び地域における教育力の向上に関する資料のつづき)

◎ 放課後子ども教室参加者数

公 民 館 名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
武 生 東 公 民 館	875	842	1,445	578	435
武 生 西 公 民 館	800	1,600	1,569	1,009	1,477
武 生 南 公 民 館	1,991	1,813	1,732	1,617	1,606
神 山 公 民 館	1,054	1,199	1,122	872	773
吉 野 公 民 館	1,823	1,441	1,782	974	806
国 高 公 民 館	1,899	2,065	2,060	1,213	1,430
大 虫 公 民 館	2,038	2,293	2,127	1,665	1,538
坂 口 公 民 館	1,164	1,408	816	584	680
王 子 保 公 民 館	912	823	1,718	1,422	1,297
北 日 野 公 民 館	2,718	2,873	3,041	3,203	2,492
北 新 庄 公 民 館	1,442	827	1,001	659	552
味 真 野 公 民 館	1,136	1,294	1,358	228	343
白 山 公 民 館	211	1,095	1,521	1,837	2,427
花 筐 公 民 館	633	769	805	536	348
岡 本 公 民 館	2,017	1,512	1,687	745	579
南 中 山 公 民 館	1,545	1,625	1,658	944	940
服 間 公 民 館	847	690	968	776	567
合 計	23,105	24,169	26,410	18,862	18,290

Ⅲ 誇れる歴史、芸術文化の創造

〔資料9〕芸術・文化活動の支援に関する資料

① 平成30年度第13回越前市市民総合文化祭主催行事

催事名	開催日・期間	会 場	内 容
子ども美術展	11/9～11/14	シピイ 2 階催事場	市内小中学校児童生徒作品
今立盆栽展	11/1～11/3	いまだて芸術館	合同文化展
武生盆栽と山野草の会展	10/7～11/8	ふるさとギャラリー叔羅	合同文化展
市民合同いけばな展	11/2～11/3	シピイ 1 階シピイ広場	6 流派
市民合同茶会	11/2～11/3	シピイ 2 階催事場	5 流派
市民芸能祭（1 部）	11/10	文化センター大ホール	邦楽、日舞、吟舞
市民美術展	10/28～11/4	シピイ 2 階催事場	絵画造形、日本画、水墨画、書道、写真、彫刻、工芸、手芸
市民芸能祭（2 部）	11/11	文化センター大ホール	邦楽、日舞、吟舞
市民文学祭（表彰式）	12/23	市福祉健康センター	詩、短歌、俳句、川柳、作文、小説、随筆ほか ※ 入賞作品集刊行・販売
陶芸村秋季招待茶会	10/21	越前陶芸村	1 流派
春の息吹祭	3/8～3/10	文化センター	美術、文芸教養、華道、茶道、芸能

※ 市民総合文化祭にはこのほか参加行事や協賛行事があります。

② 文化事業補助による主な事業リスト(平成30年度)

事業名	主催者名	開催日	会 場	備 考
今立現代美術紙展	同実行委員会	4/21～5/13	いまだて芸術館ほか	約 1100 人入場
国際丹南アートフェスティバル 2018	同実行委員会	4/29～5/6	シピイ 2 階催事場	約 580 人入場
武生国際音楽祭 2018	同推進会議	9/9～9/16	文化センターほか	滞在型音楽祭
第 27 回越前市民音楽祭	同実行委員会	9/23	文化センター	団体参加
第 31 回源氏物語アカデミー	同実行委員会	10/19～10/21	ホテルクラウンヒルズ武生ほか	講義、講演、講読ほか
第 21 回万葉の里・恋のうた募集	同実行委員会	3/2（発表式）	文化センター	「恋」のうたを全国から募集

[資料10] 芸術鑑賞機会の拡充に関する資料

① 自主文化事業の公演等実績(平成30年度事業・主催事業のみ)

事業名	公演日	会 場	入場者数
タクフェス春のコメディ祭「笑う巨塔」	4/30	文化センター	710
東京演劇集団風「ヘレン・ケラー」中学校団体鑑賞	5/8	文化センター	1,655
東京演劇集団風「ヘレン・ケラー」一般公演	5/9	文化センター	142
向瀬杜子春インド写真展	5/8～5/9	文化センター	2,007
越前市文化センタージュニア合唱団「こうのとりの」	6/2～毎週土曜日	文化センター	1,056
映画上映会「きみはいい子」	6/16	文化センター	201
第69回文化センター寄席「上方落語会」	7/16	文化センター	131
松竹大歌舞伎	7/22	文化センター	761
オープンホワイエプロジェクト多文化共生「和楽器に触れよう」	8/7	文化センター	112
キエフ・クラシック・バレエ チャイコフスキー夢の子バレエ名場面集	8/23	文化センター	723
映画上映会「カレーライスを一から作る」	11/17	文化センター	75
私立恵比寿中学ツアー2018	12/1	文化センター	1,000
劇団前進座「ちひろ～私、絵と結婚するの～」	12/20	文化センター	762
文化センタークリスマスコンサート	12/23	文化センター	180
つくろうあそぼう 森の手づくり楽器と音楽会	2/3	文化センター	250
第70回文化センター寄席「上方落語会」	2/11	文化センター	282
高橋 優 LIVE TOUR2018-2019	2/14	文化センター	1,000
ソフトヨガ教室	月4回	文化センター	720
マンドリン教室	月2回	文化センター	240
アウトリーチコンサート マンドリン・邦楽等	7～3月8回	市内各所	586
舞台演出ワークショップ	6/17 12/26.27	いまだて芸術館	16
喜劇「陣内の門～1st ACT」	6/24	いまだて芸術館	372
文化庁優秀映画鑑賞推進事業「懐かしの日本映画」	9/11	いまだて芸術館	491
子どもフェスティバル「ちちんぷいぷい ひらけ～ゴマPART8」	10/28	いまだて芸術館	1,340
桂文珍 独演会	1/14	いまだて芸術館	593
スーザを吹こう VOL.5	3/3	いまだて芸術館	567
演劇「芸人と兵隊」	3/10	いまだて芸術館	463
高校生のための舞台演出ワークショップ	3/18	いまだて芸術館	20
和紙アート・くす玉教室	5/12他5回	いまだて芸術館	159
「徳川本 源氏物語」複製画帖展	4/25～5/25	叔羅	1,000
山橋紗也香切り絵教室・展示会	7/25～8/5	叔羅	906
ふるさとギャラリー叔羅館蔵品展	4～2月 全9回	叔羅	4,297
第5回越前市民写真展	8/22～26	叔羅	351
武生国際音楽祭2018 まちなかコンサート	9/8	叔羅	91
ハガキ絵に残す 昭和～平成の記憶「ふるさと再発見」	10/25～11/4	叔羅	1,087
新人学芸員のアートナビ	11/24	叔羅	23

〔資料11〕 芸術・文化活動を担う人材の育成と確保に関する資料

① 平成30年度第13回「あそぼう・まなぼう」実績

(平成30年7月28日 越前市文化センターで開催)

部 門	内 容	参加団体	会 場
美術	チャレンジ一字書	洗心書道会	大ホールホワイエ
	粘土あそび	武生陶芸クラブ	玄関ホール
	押し花でしおり作り	秋桜押し花	玄関ホール
文芸	昔あそび	越前市俳句連盟	玄関ホール
	ボタン付教室	武生友の会	大ホールホワイエ
	剣詩舞	宗生流剣詩舞道宗扇会	小ホール
		宗生流剣詩舞道宗光会	
		宗生流剣詩舞道宗美会	
	吟舞	真舞流真富士吟舞道会	練習室202号
	詩吟	岳心流福井愛吟国風会	練習室201号
	民謡	昭佳の会	会議室307号
	しの笛	火心道火山会	会議室306号
	お琴	宮城社薔薇会	和室304号
		アララギ楽苑	リハーサル室
	落語	越前市施設管理・文化振興事業団	練習室203号
茶華道	煎茶	越前武生皇煎茶礼式	会議室303号
	抹茶	表千家越前長生会	
	生け花	越前草月流	会議室308号
		小原流武生緑葉会	
教養	ボタン付け	武生友の会	大ホールホワイエ
	紙ヒコーキ大会と花かご	日本民族衣裳源流会	301
	藍染め	山ふところ工房	大ホールホワイエ
その他	ポップコーン・綿菓子	実行委員会	玄関ホール

参加人数 111 人

〔資料12〕 郷土の歴史を尊重する心の育成に関する資料

① 平成30年度出前講座実績

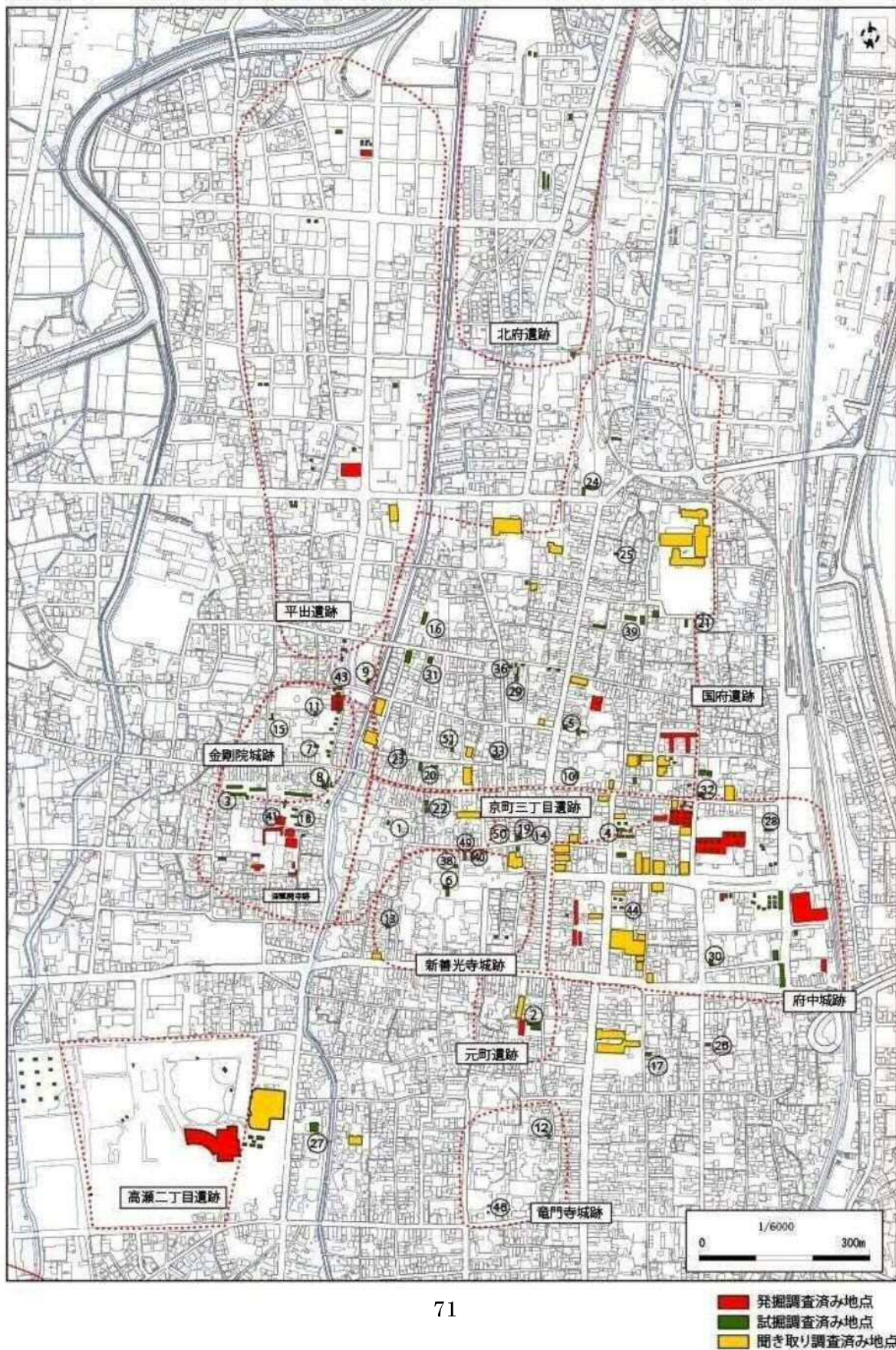
講座名	主催者	開催日	内 容	参加者数
わがまちの文化財を知ろう「吉野神社の絵馬」	吉野公民館	6/9	市指定文化財の吉野神社絵馬について	30
わがまちの文化財を知ろう「花筐地区の歴史」	花筐公民館	7/19	花筐地区の歴史について	30

② 平成30年度武生公会堂記念館「えちぜん学・集・楽」事業一覧と参加者数

事 業 名	開催日	内 容	参加者数
切り絵と竹灯籠展 ギャラリートーク	4/27	作家による作品解説	64
はじめての切り絵教室	5/27	企画展に関連した切り絵教室	19
ペーパークラフト教室	8/4. 8/5. 8/18. 8/19	企画展関連した恐竜のペーパークラフト制作教室	66
屏風づくり教室	8/11	企画展に関連した和紙を使ったミニ屏風作り教室	5
和紙バックづくり教室	8/12	企画展に関連した和紙を使ったバック作り教室	22
いわさきちひろ展 ギャラリートーク	9/21、11/10	特別展開催時にちひろ美術館学芸員による展示説明会	100
いわさきちひろ展関連講演会 「母、いわさきちひろ」	9/22	いわさきちひろの長男松本猛氏による講演会	85
ちひろの水彩技法ワークショップ	10/6	ちひろ美術館学芸員による水彩画の技法を学ぶワークショップ	29
いわさきちひろでまち歩き	11/10	市中央図書館と連携し、ゆかりの地を散策	23
絵本の読み聞かせ会	10/13. 10/21. 11/18. 12/8. 12/16	いわさきちひろ展に関連し読み聞かせ会でおはなしあのねの会の協力を得た	73
いわさきちひろ展関連対談会 「ちひろの子育て、猛の子育て、春野の子育て」	12/24	いわさきちひろの長男松本猛氏と孫春野氏による対談会	92
加古里子展ギャラリートーク	3/21、3/31	企画展開催時に加古さん長女の鈴木万里氏と公会堂記念館学芸員による展示説明会	58
加古里子展関連対談会 「加古先生との思い出」	3/21	加古さん長女の鈴木万里氏と編集者小林美香子氏との対談会	41
ゾートロープづくり教室	3/30	ゾートロープ（回転のぞき絵）づくり教室	8

[資料13] 歴史・文化資源に関する資料

① 越前国府関連遺跡調査区配置図(平成19年～平成30年度実施)



(〔資料13〕 歴史・文化資源に関する資料のつづき)

㊟ 越前国府関連遺跡調査地一覧(平成19年～平成30年度実施)

遺跡 №	年 度	遺跡名	試掘面積 (㎡)	遺 構	遺 物
1	19	京町三丁目遺跡	8.25	柱穴など	土師器皿、越前焼、須恵器片
2		元町遺跡	55	柱穴など	土師器皿、越前焼、少量の須恵器片
3		深草廃寺	128	有	瓦、須恵器、近世
4		府中城跡	76	柱穴 1箇所	土師器皿片、越前焼片
5	20	国府遺跡	25.95	柱穴、火災跡	土師器皿、越前焼
6		新善光寺城跡	25	土塁、柱穴、土壇	須恵器、墨書土器、土師器皿
7		金剛院城跡	15.75	なし	なし
8		金剛院城跡	45	柱穴、土壇	土師器皿、越前焼、染付
9		国府遺跡隣接地	13.3	なし	土師器皿、染付
10		国府遺跡	8.25	なし	土師器皿、越前焼
10		国府遺跡	9	溝	須恵器、緑釉陶器、土師器皿
11		金剛院城跡	7.5	柱穴	須恵器、土師器皿
12		竜門寺城跡	7	なし	須恵器、土師器皿、越前焼、染付
13		新善光寺城跡	5	溝跡	須恵器、土師器皿、越前焼
14		京町三丁目遺跡隣接地	14.4	なし	須恵器、土師器皿、越前焼
15		金剛院城跡	19.7	土塁、堀跡	須恵器、土師器皿、越前焼、染付
16		国府遺跡	30	柱穴	須恵器、緑釉陶器、土師器皿
17	21	遺跡範囲外	3.85	柱穴、土壇	須恵器、土師器皿、越前焼
18		深草廃寺	116	柱穴	須恵器、瓦、土師器皿、越前焼
18		深草廃寺	110	溝跡、井戸跡、柱穴	須恵器、軒平瓦、軒丸瓦、越前焼、土師器皿
19		京町三丁目遺跡隣接地	10.44	なし	近・現代の瓦、陶磁器
20		国府遺跡	22.3	武生大火の痕跡	古代の緑釉陶器、江戸時代の越前焼、土師器皿、陶磁器
21		京町三丁目遺跡	7	なし	笏谷石製瓦、土師器皿、近世の陶磁器
22		京町三丁目遺跡	20	柱穴	須恵器、土師器皿、越前焼
23		国府遺跡	6	なし	なし
24		国府遺跡	20	なし	なし

25		国府遺跡	14	柱穴、	越前焼、土師器皿、須恵器
26		遺跡範囲外	15	柱穴、溝	越前焼、土師器皿
27	22	高瀬二丁目遺跡隣接地	174	住居跡、溝、柱穴	須恵器、土師器
28		府中城跡	6	なし	なし
29		国府遺跡	70	溝、井戸跡、土壇	須恵器、土師器、土師器皿、青磁
30		府中城跡	22	溝、落ち込み、柱穴	須恵器、土師器、土師器皿、越前焼
31		府中城跡	3.6	なし	なし
32		国府遺跡	21.9	溝、落ち込み、柱穴	須恵器、土師器、土師器皿、越前焼
32	23	府中城跡	19.8	溝、落ち込み、柱穴	須恵器、土師器、土師器皿、越前焼
33		国府遺跡	6.4	なし	なし
34		丹生郷遺跡	15.1	なし	須恵器、土師器、土師器皿、越前焼
35		丹生郷遺跡	81.7	柱穴、土壇	須恵器、土師器、土師器皿、越前焼
36		国府遺跡	12.2	井戸	須恵器、土師器、土師器皿、越前焼、 近世の陶磁器
37	25	帆山城跡	550	なし	なし
38		新善光寺城跡	8	井戸、鍛冶関連遺構	須恵器、墨書土器、漆が付着した土器、土師器片、鉄製品、鉄滓
39		国府遺跡	75	溝跡、柱穴	須恵器、土師器、かわらけ
40	26	新善光寺城跡	13.8	土坑、柱穴	須恵器、土師器、かわらけ、越前焼、 染付、赤瓦
41	27	深草廃寺跡	116	柱穴、溝、土坑、井戸	瓦、須恵器、土師器
42		川井中村遺跡	12.3	なし	なし
43	28	金剛院城跡	33.46	なし	かわらけ、灯明皿、陶器片、近代の 瓦片
44	29	府中城跡	5.8	なし	なし
45	30	瓜生助道遺跡	140.01	溝状遺構	弥生土器
46		竜門寺城跡	8	なし	なし

〔資料14〕文化財の保護に関する資料

① 指定文化財・登録文化財一覧(平成31年3月末現在)

区 分	種 別	件数
国指定文化財	建造物	3
	工芸	1
	彫刻	1
	無形文化財	2
	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	1
	名勝	2
県指定文化財	建造物	1
	絵画	11
	彫刻	6
	工芸	5
	典籍	2
	書跡	1
	考古	3
	無形文化財	2
	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	2
	史跡	3
	名勝	1
	天然記念物	8

区 分	種 別	件数
市指定文化財	建造物	11
	絵画	30
	彫刻	80
	工芸	15
	書跡	6
	考古資料	10
	歴史資料	10
	無形民俗文化財	5
	史跡	5
	天然記念物	8
国登録有形文化財	建造物	31
	土木交通	1
国登録記念物	名勝地	1
	動物、植物及び地質鉱物	1
国選択文化財	無形民俗文化財	1

※ 指定文化財数：国指定 11 件、県指定 46 件、市指定 180 件 合計 237 件

② 越前市文化財指定状況(平成26年度～平成30年度)

年度	指定状況
平成 26 年度	〔国〕名勝 1 件 〔県〕絵画 1 件、工芸 2 件 〔市〕彫刻 2 件、工芸 1 件
平成 27 年度	〔県〕絵画 2 件、工芸 1 件 〔市〕彫刻 2 件、工芸 1 件
平成 28 年度	〔県〕建造物 1 件、絵画 1 件、工芸 1 件、典籍 1 件 〔市〕絵画 1 件、工芸 1 件、無形民俗文化財 1 件
平成 29 年度	〔国〕工芸 1 件、無形文化財 1 件 〔県〕絵画 2 件 〔市〕彫刻 1 件、歴史資料 1 件、工芸 1 件
平成 30 年度	〔県〕絵画 1 件 〔市〕絵画 1 件、工芸 1 件

③ 指定文化財保存団体への補助実績(平成30年度)

指定文化財名	補助団体(個人)	指定	所在地等	備 考
太田新保の七夕	新保町	市	新保町	無形民俗文化財
越前万歳	越前万歳保存会	国	味真野地区	無形民俗文化財
大塩八幡宮拝殿	大塩八幡宮	国	国兼町	建造物
城福寺庭園	城福寺	国	五分市町	名勝
大滝神社本拝殿	大瀧神社	国	大滝町	建造物
三田村氏庭園	(個人)	国	大滝町	名勝
木造薬師如来坐像	下中津原町	市	下中津原町	建造物
成願寺経蔵	成願寺	市	岩本町	建造物
越前鳥の子紙	越前生漉鳥の子紙保存会	国	新在家町	無形文化財

〔資料15〕 歴史・文化資源の保存活用と施設の充実に関する資料

① 文化施設の建設及び大規模改修等年次

施設名	竣 工	大規模改修	耐震補強等	建物構成等	構造
武生公会堂記念館	昭和 4 年	平成 7 年	平成 24～25 年	展示室 1・2・3、貴賓室、収蔵庫ほか	R C
文化センター	昭和 55 年		平成 26～27 年	大・小ホール、管理棟	R C、S
いまだて芸術館	平成 3 年			ホール、展示ギャラリー	R C
ふるさとギャラリー叔羅	平成 4 年			展示ギャラリー	R C
文化財収蔵施設	平成 30 年	今立歴史民俗資料館を改修		収蔵庫	R C

② 平成30年度武生公会堂記念館の展示実績

展 示 名	開催期間	内容他	入館者数	備 考
光と影が織り成す源氏物語 切り絵と竹灯籠展	H30 4/27～6/3	平成 30 年度紫式部・源氏 物語関連企画展	1,906	有料 展示室 2.3
越前和紙ペーパークラフト でつくる世界の生き物展	H30 7/6～9/2	平成 30 年度夏休み企画展	4,283	有料 展示室 2.3
ピエゾグラフによる いわ さきちひろの歩み展	H30 9/21～ 12/24	いわさきちひろ生誕 100 年記念事業	5,501	有料 展示室 2.3
新収蔵品展 本多家の忠臣 松本家	H31 1/25～2/24	平成 30 年度館蔵品展	1,007	無料 展示室 2.3
加古里子 ただ、こどもたちの ために	H31 3/21～5/12	平成 30 年度特別展	4,537	有料 展示室 1.2.3
常設展	年間	越前市の歴史を出土品で 紹介		無料 展示室 1

[資料16] 市史編さん事業に関する資料

① 越前市史資料編刊行タイトル一覧表

刊行年度	巻号	巻 名	内 容
平成 21	14	武生騒動【既刊】	松平文庫、宮脇文書、武生暴動記ほか
平成 23	24	明治維新と関義臣【既刊】	第一号履歴撮要付冤獄記事
平成 25	5	旗本金森左京家関係文書【既刊】	金森左京家文書
平成 26	7	初等教育【既刊】	学制小学校
平成 27	8	近代の越前和紙【既刊】	三田村家文書、明治文書
平成 28	4	本多富正関係文書【既刊】	本多富正関係文書
平成 29	2	古代【既刊】	継体天皇関係、越前国府関連文書
平成 30	6	本保陣屋関係文書【既刊】	本保区有文書
令和 2	3	中世【予定】	

Ⅳ 生涯スポーツのまちづくり

〔資料17〕 スポーツ推進に関する資料

① 総合型地域スポーツクラブ育成事業(平成30年11月現在)

設 立 ク ラ ブ	会 員 数
9 クラブ	1,171 人

② 平成30年度スポーツ教室開催状況

種 目	教室数	受講者数	種 目	教室数	受講者数
弓道	1	7	ショートテニス	1	8
空手	1	5	水中ウォーキング	1	18
合気道	1	8	キッズサッカー	1	8
スポーツチャンバラ	2	6	キッズテニス	1	7
エスキーテニス	1	6	ちびっ子レスリング	1	6
マレットゴルフ	1	6			

③ 地区スポーツ教室開催状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受 講 者 数	688 人	680 人	490 人

④ 菊花マラソン参加状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市 内 参 加 者	1,879 人	1,699 人	1,502 人
市 外 参 加 者	1,976 人	2,049 人	2,434 人
合 計	3,855 人	3,748 人	3,936 人

⑤ 少年少女スポーツ交流大会開催状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
種 目 数	8	8	7
参 加 者 数	1,094 人	1,154 人	956 人

⑥ スポーツ少年団育成事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
団 員 数	1,541 人	1,477 人	1,441 人
加 入 率	34.6%	33.1%	32.8%
登 録 団 数	86 団	86 団	86 団
登録指導者数	406 名	392 人	389 人

[資料18] 体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上に関する資料

① スポーツ大会出場者激励事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国 際 大 会	6 人 (※ 内 2 人)	5 人	2 人
国民体育大会	45 人	35 人	48 人
全 国 大 会	293 人	293 人	242 人
北 信 越 大 会	333 人	299 人	243 人

※ オリンピック

② 県民スポーツ祭派遣事業(市町対抗の入賞結果)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数 (監督・コーチ・選手)	543 人	607 人	440 人
3 位以上入賞の種目数／開催種目数	19／58	18／65	18／61

※ 平成 30 年度は国体開催のため未開催

③ 越前市スポーツ協会加盟団体一覧

№	地区・団体	№	地区・団体
1	東地区スポーツ協会	11	北新庄地区体育協会
2	西地区体育協会	12	味真野地区スポーツ協会
3	南地区スポーツ協会	13	白山地区スポーツ協会
4	神山地区体育協会	14	栗田部地区体育協会
5	吉野地区体育協会	15	南中山地区体育協会
6	国高地区スポーツ協会	16	服間地区スポーツ協会
7	大虫地区スポーツ協会	17	岡本スポーツ振興会
8	坂口地区スポーツ協会		市スポーツ少年団
9	王子保地区スポーツ協会		市スポーツ指導者協議会
10	北日野地区体育協会		

№	種目・団体	№	種目・団体
1	陸上競技協会	7	バスケットボール協会
2	水泳協会	8	ソフトボール協会
3	体操協会	9	バドミントン協会
4	野球連盟	10	スキー連盟
5	卓球協会	11	柔道連盟
6	バレーボール協会	12	剣道連盟

(③ 越前市スポーツ協会加盟団体一覧のつづき)

№	種目・団体	№	種目・団体
13	弓道協会	25	綱引協会
14	相撲連盟	26	レスリング協会
15	山岳協会	27	ボウリング協会
16	サッカー協会	28	エスキーテニス協会
17	レクリエーション協会	29	ゴルフ協会
18	サイクリング協会	30	クレ射撃
19	ウエイトリフティング協会	31	武術太極拳協会
20	ソフトテニス連盟	32	マレットゴルフ協会
21	テニス協会	33	ペタンク協会
22	ハンドボール協会	34	ゲートボール協会
23	フェンシング協会	35	グランドゴルフ協会
24	空手連盟		

[資料19] スポーツ施設の整備充実と効果的活用に関する資料

① 社会体育施設一覧

施設名称	所在地	竣工年月	施設の主な内容
学校開放（講堂）	市内各小中学校		バレーボール・卓球・ バスケットボール・バドミントン
学校開放（校庭）	市内各小中学校		少年サッカー・野球
武生中央公園総合体育館	高瀬二丁目 8-23	H29. 8	バレーボール・卓球・ バスケットボール・バドミントン
越前市武道館	中央一丁目 8-15	S54. 12	柔道・剣道・宿泊
武生体育センター	行松町 25-10	S52	体操
みどりと自然の村	安養寺町	S56. 10	レストハウス・キャンプ場
サン・スポーツランド	安養寺町	S62. 7	オートキャンプ場
北新庄体育館	北町 54-25	S57. 3	バレーボール・バドミントン・ バスケットボール
北日野体育館	矢放町 21-19-1	S59. 3	バレーボール・バドミントン・ バスケットボール
大虫体育館	丹生郷町 13-20-1	S59. 3	バレーボール・バスケットボール
粟田部体育館	粟田部町中央 1 丁目 501	S49. 7	バレーボール・バドミントン
今立中央公園 多目的広場	野岡町	S51. 1	野球 1 面・ソフトボール 2 面
今立テニスコート	山室町 5-1	H14. 3	テニス 2 面
今立体育センター	岩本町 1-9	S58. 6	バレーボール・バドミントン・ バスケットボール
越前市弓道場	妙法寺町 36-2-1	H26. 3	近的 9 射 遠的 3 射
武生中央公園水泳場	高瀬二丁目 9-32	S41. 3 S50. 7	50m×9 コース・25m×8 コース
武生中央公園庭球場	高瀬二丁目 7-81	S42. 5	テニス 8 面
武生中央公園多目的広場	高瀬二丁目 7-81	H29. 6	テニス 4 面
武生東運動公園 ソフトボール場	宮谷町 35-10	S53. 3	ソフトボール 4 面（公式 2 面）
武生東運動公園庭球場	宮谷町 35-10	S57. 3	テニス 6 面
武生東運動公園 陸上競技場	宮谷町 35-10	S57. 6	三種公認・全天候 サッカー
武生東運動公園 マレットゴルフコース	宮谷町 35-10	R1. 10	36 ホール
王子保公民館 スポーツルーム	四郎丸町 65-2-1	S50. 5	バレーボール・バドミントン
国高公民館 スポーツルーム	国高二丁目 324-13	H 2. 4	バレーボール・バドミントン・ バスケットボール
味真野公民館 スポーツルーム	味真野町 7-2-1	H 2. 5	バレーボール・バドミントン・ バスケットボール
南中山公民館 スポーツルーム	西庄境町 21-7-1	S56. 5	ソフトバレー・バドミントン
服間公民館 スポーツルーム	藤木町 12-39-1	S55. 4	ソフトバレー・バドミントン

(① 社会体育施設一覧のつづき)

日野川ゲートボール場	帆山町	S54. 10	ゲートボール 8 面
日野川河川緑地 マレットゴルフコース	帆山町	H 3. 11	18 ホール
式部ふれあい館 軽運動場	国高一丁目 13-11	S53. 3	バレーボール・バドミントン
池ノ上勤労者 スポーツセンター	池ノ上町 31-18-3	S55. 1	バレーボール・バドミントン
家久スポーツ公園 庭球場	家久町 105-10-1	S60. 3	テニス 4 面
家久スポーツ公園 ソフトボール場	家久町 105-10-1	S60. 3	ソフトボール公式 1 面
家久スポーツ公園 温水プール	家久町 105-3	S60. 3	室内 25m×6 コース
白崎公園 屋内ゲートボール場	白崎町	H 5. 4	ゲートボール 2 面
白崎公園 マレットゴルフコース	白崎町	H11. 12	18 ホール
瓜生水と緑公園体育館	瓜生町 19-7-1	H23. 7	ソフトバレー・バドミントン
しらやまいこい館 多目的ホール	都辺町 36-84	H 8. 12	ソフトバレー・バドミントン
今立南部公園 テニスコート	岩本町 1-12	S60. 10	テニス 4 面
今立ゲートボール場	野岡町 36-1	H 2. 7	ゲートボール 8 面
武生南児童センター	武生柳町 11-28	S57. 3	ソフトバレー・バドミントン
武生西児童センター	中央二丁目 4-10	S58. 3	ソフトバレー・バドミントン
武生東児童センター	国府二丁目 16-8	S59. 3	ソフトバレー・バドミントン
国高児童センター	国高二丁目 325-3	H 9. 4	ソフトバレー・バドミントン
王子保児童センター	四郎丸町 55-4-4	H13. 5	ソフトバレー・バドミントン
味真野児童センター	池泉町 14-1	H13. 6	ソフトバレー・バドミントン
金華山グリーンランド キャンプ場	米口町 85-25	S54. 6	キャンプ
ハツ杉森林学習センター キャンプ場	別印町 19-1-1	S57. 11	キャンプ
丹南総合公園野球場	余田町 50-4-1	H25. 9	内野 1,500 人 外野 2,000 人
丹南総合公園 多目的グラウンド	余田町 50-4-1	H25. 9	野球 1 面、ソフトボール 2 面、 少年サッカー 2 面、公式サッカー 1 面
丹南総合公園体育館	余田町 50-4-1	H26. 9	バレーボール 2 面、バドミントン 8 面、 バスケットボール 2 面
丹南総合公園 ゲートボール場	余田町 50-4-1	H26. 11	ゲートボール 1 面
丹南総合公園 全天候型球技場	余田町 50-4-1	H26. 11	ゲートボール 2 面
越前市サッカー場	瓜生町 6-12-2	H28. 4	サッカー 1 面

越前市教育振興ビジョン改定委員会委員名簿

（敬称略・順序不同）

	氏 名	推薦団体ほか	備 考
学校教育分科会	石川 昭義	仁愛大学	委員会委員長
	野尻 富美	公募委員	
	國久 繁雄	越前市校長会	分科会長
	木谷 隆治	越前市PTA連合会	
	青山 憲二	越前市公立幼稚園後援会連合会	
生涯学習分科会	河野 永三子	越前市社会教育委員の会	委員会委員長職務代理者
	加藤 のぶ子	越前市公民館連合会	
	上嶋 善一	越前市自治連合会	分科会長
	花島 常善	越前市図書館協議会	
文化振興分科会	久保 智康	越前市文化財保護委員会	
	為澤 さち子	越前市公会堂記念館運営協議会	分科会長
	河合 俊成	越前市文化協議会	
スポーツ分科会	井上 哲夫	(公社)越前市スポーツ協会	
	片山 伸一	越前市スポーツ推進審議会	分科会長
	河合 俊典	越前市スポーツ少年団指導者協議会	

越前市教育振興ビジョン改定委員会等開催経過

開催年月日	会議名称等
令和元年5月27日	第1回越前市教育振興ビジョン改定委員会
	第1回学校教育分科会
	第1回生涯学習分科会
	第1回文化振興分科会
	第1回スポーツ分科会
令和元年6月11日	第2回学校教育分科会
令和元年6月12日	第2回生涯学習分科会
令和元年6月24日	第2回文化振興分科会
令和元年6月27日	第2回スポーツ分科会
令和元年7月8日	第3回文化振興分科会
令和元年7月16日	第3回学校教育分科会
	第3回生涯学習分科会
令和元年7月24日	第3回スポーツ分科会
令和元年8月6日	第4回生涯学習分科会
	第4回文化振興分科会
令和元年8月27日	第2回越前市教育振興ビジョン改定委員会
令和元年10月18日	第3回越前市教育振興ビジョン改定委員会
令和元年12月15日～ 令和2年1月10日	パブリック・コメント実施
令和2年1月29日	第4回越前市教育振興ビジョン改定委員会

越前市教育振興ビジョンの改定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

(設置)

第1条 越前市教育振興ビジョンの改定に関する調査審議を行うため越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき越前市教育振興ビジョンの改定に関する越前市事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、越前市教育振興ビジョンの改定に係る調査審議の結果を教育委員会に報告した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、越前市教育委員会行政組織規則(平成17年越前市教育委員会規則第13号)第23条に定める課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、教育長が行う。

【本ビジョンの実現に向けた取組みと持続可能な開発目標(SDGs)】

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標・169のターゲットから構成されています。

本ビジョンで示している取組みは、持続可能な社会の実現に向け長期的な視点を持った行動が重要となります。そこで、本ビジョンと持続可能な開発目標(SDGs)と密接な関係にある項目について、次のとおり整理しました。

I 人間力を高める教育の充実

1 就学前教育の充実

配慮が必要な子どもには、関係機関と連携した対応を行います。		多様なニーズに対し適切かつ柔軟に対応し、小学校への円滑な接続を図ります。	
--------------------------------------	--	---	--

2 義務教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、適切な指導及び必要な支援に努めます。		思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。	
性的な発達の違いなどに関わらず多様性を尊重する態度を育成します。		外国人児童生徒に対する初期の日本語指導などの充実を図り、学校生活に適応する支援を行います。	

3 青少年の健全育成

子どもの成長を地域の大人が見守りながら支えることで、地域のコミュニティづくりを推進します。 青少年が心豊かに地域との関わりと保つため、地域の環境づくりに努めます。		
--	---	---

Ⅱ 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現

1 生涯学習の充実と環境整備

地域自治振興事業と連携・一体化した学習活動を推進し、学習成果をまちづくりや社会参加につなげます。		公民館の利用者や地元関係者と協議しながら、地区公民館の耐震化・長寿命化に計画的に取り組めます。	
住民一人一人がお互いの多様性を認め合い、尊重し合える地域社会を築いていけるような環境づくりを推進します。			

2 家庭及び地域における教育力の向上

親子が共に学び育ちあう「家庭教育」を地域全体で支援し、家庭教育に関する学習機会の提供と相談体制の充実に努めます。		
地域社会全体で子どもの居場所の整備・充実を図り、放課後の子どもの安全で健やかな成長を支援します。		

Ⅲ 誇れる歴史、芸術文化の創造

1 芸術・文化の振興

質の高い芸術・文化に触れる機会や、芸術文化活動に参加する機会の拡充に努めます。		人の心を豊かにし、人生に潤いとゆとりを与える芸術・文化活動の活性化により、知的で魅力あるまちを創造します。	
---	---	---	---

2 歴史・文化資源の継承と活用

市民が歴史・文化資源に接する機会や学習の場を提供することにより、郷土への愛着心を育みます。		郷土の歴史や伝統文化を保存、継承していくための地域の活動を支援します。	
---	---	-------------------------------------	---

Ⅳ 生涯スポーツのまちづくり

1 生涯スポーツのまちづくり

明るく豊かで活力のある生涯スポーツ社会の実現を目指します。		競技力向上のため、スポーツ団体の組織強化と指導者の確保、有望選手の発掘・育成・強化に努めます。	
-------------------------------	---	---	---

福井県越前市教育委員会

〒915-8530

福井県越前市府中一丁目 13 番 7 号

TEL 0778-22-3000 (代表)

FAX 0778-22-7497

<http://www.city.echizen.lg.jp>